

## 平成25年第4回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成25年9月5日(木曜日)

---

### 議事日程 第2号

平成25年9月5日(木曜日) 午前9時開議

#### 日程第 1 一般質問

- ◇ 原澤良輝 君 . . . 1. 「群馬も地元」東電柏崎・刈羽原発の再稼働に反対を  
2. 入札予定価格の事前公表を  
3. 町スポーツ推進計画について
  - ◇ 高橋市郎 君 . . . 1. 介護保険の「住所地特例」について  
2. 児童虐待について
  - ◇ 島崎栄一 君 . . . 1. 公共料金について
  - ◇ 阿部賢一 君 . . . 1. 来年度(平成26年度)予算編成への考え方
  - ◇ 小林 洋 君 . . . 1. みなかみ町における将来人口予測に対する対応及び対策について
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17人）

1番	小林	洋	君	2番	内海	敏久	君
3番	中島	信義	君	4番	欠	員	
5番	阿部	賢一	君	6番	林	一彦	君
7番	山田	庄一	君	8番	河合	生博	君
9番	林喜	美雄	君	10番	原澤	良輝	君
11番	島崎	栄一	君	12番	高橋	市郎	君
13番	久保	秀雄	君	14番	小野	章一	君
15番	中村	正	君	16番	河合	幸雄	君
17番	鈴木	勲	君	18番	森下	直	君

欠席議員 なし

---

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 高橋正次 書記 本間泉

---

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	牧野堯彦君	総務課長	篠田朗君
総合政策課長	増田伸之君	税務課長	中島直之君
会計課長	永井泰一君	町民福祉課長	青柳健市君
子育て健康課長	上田宜実君	環境課長	須藤信保君
上下水道課長	杉木清一君	農政課長	原澤志利君
観光課長	真庭敏君	まちづくり交流課長	宮崎育雄君
地域整備課長	石田洋一君	教育課長	岡田宏一君
水上支所長	内田保君	新治支所長	中村文男君

## 開 会

議 長（森下 直君） 本日は定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。  
 ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

---

## 開 議

議 長（森下 直君） これより本日の会議を開きます。  
 本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。  
 議事日程第2号により、議事を進めます。

---

## 日程第1 一般質問

通告順序2 10番 原 澤 良 輝

1. 「群馬も地元」東電柏崎・刈羽原発の再稼働に反対を
2. 入札予定価格の事前公表を
3. 町スポーツ推進計画について

議 長（森下 直君） 日程第1、一般質問を行います。  
 一般質問については、6名の議員より通告がありました。  
 昨日、1名の質問が既に終了しておりますので、本日は5名の方より順次質問を許可いたします。  
 まず、10番原澤良輝君の質問を許可いたします。原澤君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 10番原澤良輝、通告に従い一般質問を行います。

3点ですけれども、1点目は、「群馬も地元」東電柏崎・刈羽原発の再稼働に反対をという事です。

ご存知のように、8月8日に議会と農業関係者の意見交換会が開かれ、家畜の悪性伝染病や有害鳥獣とともに、福島原発事故に伴うキノコ農家の放射能被害が問題になりました。原発の事故の当時、福島は北西の風が吹いて放射能の大部分は海上に放出されました。気流の影響で200キロも離れたみなかみ町や川場村、沼田市もホットスポットと呼ばれるように、放出性物質の影響を受け、さらに風評被害も受け、それらは現在も完全に解決をしておりません。新潟県の柏崎・刈羽原発からは、町は70キロしかありません。新潟県を初め、日本海沿岸地方は世界有数の豪雪地帯です。シベリアから吹く北西の季節風は日本海上空で水分を含み、上越国境の三国山や谷川連峰などの山岳にぶつかり、上昇して

雪を降らせませす。新潟県の地吹雪は強烈で、一面不気味な真っ白の闇と言われております。吹雪は山を越え、みなかみ町に雪を落とし、赤城山を越えると水分のないからっ風となつて、前橋を初めとする関東平野を吹き抜けます。からっ風の吹き抜ける前橋などは、サッシの窓でも砂ぼこりが部屋まで入り、真っ白になるほどと言われております。事故があれば、この冬特有の北西の強い季節風に乗って放射能が直接私たち町民を襲います。70キロの福島原発では、逆風だったにもかかわらず稲わらさえ家畜に与えられず、いまだにその処分に苦労して悩んでおります。

福島原発の現状については、原子炉を冷却し続けなければならない、放射能に汚染された冷却水が大量に海に放出し続けている状況で、日本だけでなく、海外からも心配と批判の声が上がっています。東電の対策は後手、後手に回り、もはや解決への当事者能力がありません。この東電が柏崎刈羽原発を再稼働するということはとんでもないことです。泉田新潟県知事の反対ももっともだと思います。北西の強い季節風に乗った放射能の影響は、原発から30キロメートルと同じ危険があります。群馬も地元、みなかみも地元です。脱原発に向けて、新潟県知事や県と足並みをそろえて共同で再稼働反対について東電に申し込むことについて、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（森下 直君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいまの原澤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、議会改革委員会、小野委員長のもとで幅広く意見を聞いていただいておりますということについて、改めて敬意を申し上げるところです。今ご指摘のありました何点か、キノコの放射能被害の問題、そして鳥獣被害の問題等々につきまして、私も個別には聞いておりますけれども、やはりこういう声があったということで議場で報告されたということについては、重く受けとめたいと思っております。

改めて今、放射性物質の影響の問題が聞かれました。もう既にご存じのことですけれども、東京電力の刈羽原子力発電所、現在1号機から7号機までの7つの原子炉があり、合計出力が821万キロワット強ということです。この発電された電気というものは、新潟幹線が2本あるようですけれども、その2系統50万ボルトの送電線により、一旦中之条の西群馬開閉所に入り、そこから山梨県を経て首都圏に送電される系統となっているということで、首都圏を支えていたということだと思います。

今ご指摘のように、この福島原発の事故のときに、みなかみ町においても放射性物がいわゆるブルームとなって浮遊してきたものが降下したということで、早い段階で、我がみなかみ町の、特に山間を中心とした放射線量ということについてご指摘を受けたわけです。これについては、もちろん今回のものが一度洋上に出て回ってきたということでも相当程度のものであったということですから、直接来ればもっと濃度が高いだろうと。もうこれはご指摘のとおりですし、そのとおりでございます。いわゆる放射性物質の風評被害の問題につきましては、この間重点的に取り組んできたのはご存じのとおりです。

まず、全国で100を超える市町村が放射性物質の重点調査地区に指定されました。重点調査地区の指定が23年12月の末でございましたけれども、その時点で外形的な基

準による対象地域ではないということについてはデータを持っておりましたけれども、調査をするということですから、国の指定を受け、鋭意調査を進めました。もちろん局所的なホットスポットの議論はその後にも出ておりますけれども、国が定めたこの基準に従って町内を精密に調査し、1年後の平成24年12月27日に全国で初めて重点調査地区から解除されました。みなかみ町、片品村、そして福島県の昭和村というこの3町村が解除された。これについては風評被害をいわゆる直接影響のない観光等に対しての対応としては適切だったんだろうというふうに思っております。この間、議員にもご理解いただきましたし、町民にもご理解いただく中で、環境省のいわゆる解除基準づくりについては、みなかみ町の調査事例が役に立ったということで、放射性物質の対策について、国全体の対策についてみなかみ町がある意味貢献できたんだろうというふうに思っています。

さて、ご質問本論に移らせていただきます。

原子力発電所の再稼働、この問題については、復習的になりますけれども、従前の原子力安全保安院、これが平成24年9月に廃止されて、新たに原子力規制委員会が組織されました。そこで、再稼働にかかわる基準につきましては、従来の基準である自然現象に対する考察、火災に対する考慮、電源の信頼性、その他設備の性能、そして5つ目として耐震津波対策ということが書いてあったわけですが、規制委員会の新しい基準において、従来の基準に加えましてテロ対策等の要因として意図的な航空機衝突への対応、あるいは過酷な事故の対応として、放射性物質の拡散抑止対策、そして格納器破損防止対策、さらに複数の機器の故障を想定した炉心損傷防止対策、そして内部溢水に対する考慮というものが新設されました。まさに福島原子力発電所の事故を受けて新しい基準ができたというふうに理解しております。

さて、今お話のありました再稼働の申請を東京電力が、今申し上げた規制委員会に提出するに当たって、まず1点、現在の状況ということでございますけれども、地元の柏崎市と刈羽村から、東京電力は申請を出すことについて了解を得たということであり、しかしながら、新潟県知事は申請を了解しないとしております。新潟県知事の視点は、適合申請を行う前に県の了解をとるべきだという主張でございますし、東京電力は規制委員会への申請と同時に県の了解を得る手続を進めていくんだと。ここがすれ違っているというふうに聞いておるところでございます。

この柏崎市並びに刈羽村の再稼働のための適合申請を出すに当たっての了解ですが、これにつきましては原子力発電所設置のときの設置地元市町村としての安全協定の中に書かれているということで、それを根拠に両市村が同意をしたということでございます。今申し上げましたように、所在市町村、これが原子力発電立地合意に基づいて運転の再開について意見を述べることができると、これはそのとおりでございますけれども、そのことをもって日本国内の全ての自治体が同意の要求をするということにはならないというふうに思っております。

そしてまた、今ご指摘あるいはご指摘の背景にございます国民全体の中でご存じの経緯だと思っておりますけれども、改めて申し述べさせていただきますと、ちょうど福島原発の事故以前には、我が国の発電総量に占める原子力への依存が2割を超えているという状況で、

当時の国際議論の中では、CO<sub>2</sub>削減など環境への影響を軽減したいということで、現実には原子力発電の依存を徐々にふやすということが議論されていたというのは事実でございます。

とは言いながら現在、国内の54の原子力発電所、大飯発電所の一部を除いて全て停止をしております。そして震災後の電力については火力発電のフル稼働により賄われているということです。この間、老朽化した火力発電への不安定性あるいは環境への負荷が現実的に増大していること、そして燃料費の高騰等により電力料金にはね返り国民生活への影響が顕在化しているということについても、事実でございます。このような中で、どういう方向に持っていかということについては、各種の調査により、多くの国民が原子力発電への依存は少なくとも減らさなきゃいけない、それについてはそのとおり、どの調査もそういう答えだということでございます。

そしてまた、どのような道筋でそれを実現していくのかということについては、いろいろな議論がまだ行われている最中であり、国民的合意を得るところまでは至っていないというふうに理解しております。すなわち今申し上げたような方向を、国民経済を進展させながら、さらにそういう中でどういうふうに持っていけばいいのかということについては、国民的合意が必要なんだろうと思っております。

今ご質問のポイントに入らせていただきます。

今申し上げましたように、再稼働という問題については、新しい基準に基づいて福島原発事故の経験を踏まえて原子力規制委員会が作成しております。専門機関が判断することですから、つまり国全体としての影響を見ながら、なおかつ安全性についてはきちんとした規制委員会のもとで判断されるということです。その適合申請について、適合申請がどうあるべきかということについて、もちろん議論する立場でもありませんし、適合申請を出すことがおかしいとあって、全ての地方自治体が申請しないようにということをももって動くということについても適切ではないと思っております。

端的に申し上げて、今ご指摘のように、新潟柏崎発電所から言うと70キロ圏内にみなかみがあるということについては重々承知しておりますし、福島原発のときも影響があったということについても、そのとおりでございます。ただし、電力料金あるいは経済そのものに対する影響、これらについて、いろんな形でみなかみ町に影響があるということも事実です。その辺の全体としての判断、これはやはり国が判断することであり、そしてまた原子力発電所の安全性についてはきちんとした組織がきちんとした基準に基づいて判断されるというふうに思っておりますので、特に東京電力が適合申請を出したということが適切でないといったような動きを、みなかみ町として行う考えはないということでございます。

以上です。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） いろいろ規則や経験があると思います。町長としては、やはり町民の命を、安全を守るということをお大前提にしてほしいと思っております。毎週金曜日、高崎の西口広

場で脱原発の集会があります。8月2日で53回目、2年目になりました。参加者が1分間スピーチで脱原発への自分の思いを話します。高崎だと100キロメートルですか、やはり群馬も地元、自分としても何かやりたい、できることは何かというような訴えもあります。私も参加しましたが、若い人も参加しています。高崎だけではなく、前橋でも集会して交流をしています。ぜひ町でできる福島の実験に学んだことを、今までの規則ということじゃなく、町民の安全というふうな形から、町でできる脱原発の行動をお願いしたいと思います。

福島原発事故を受けて、ドイツ、スイスなどが脱原発を目指す政策にかじを切りました。今月15日で日本の原発は全て停止します。この間、原発なしでも電力は足りております。日本でも自然エネルギーを利用する企業、団体もふえておりますし、町長は民間が木質バイオマス事業を希望すれば支援したいという考えを示していましたが、町でもバイオマス発電を推進したいという民間事業者の動きもありますが、町の支援方法についてお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今のバイオマスに答える前に1つだけ言い忘れました。市町村長、町長という立場は町民の安心・安全を一番最初に考えるべきだと、そのご指摘のとおりです。その立場と国全体が判断するというに差があると、今原澤議員のご指摘の町民の安心・安全を一番最初に考えるのが町長の役割だと、それについてはいつも心しているところでございます。

さて、バイオマス発電の質問でございます。国のほうで2月26日に地域バイオマス産業化推進事業実施要領というものを関係7省庁が共同で取りまとめ、バイオマス事業化戦略というものができたと言われております。それは地域のバイオマスを活用した産業化の推進、そしてバイオマス産業を軸とした環境にやさしいまちづくり、災害に強いまちづくりというものを目指すバイオマス産業都市の構築を推進するというふうにされております。これについて事業化戦略に基づく、今申し上げたバイオマス産業都市構築に向けた構想づくり、あるいは施設整備の取り組み、これについては2分の1以内の補助金で支援するという形になっており、地方公共団体、あるいは地方公共団体と民間団体が一緒にやる共同事業体、これが事業主体になることができるということになっております。これは今段階で進めておるバイオマスの活用についてでございます。

さて、現在、周辺地域で申し上げますと、川場村では地元の森林組合が管理しております2万7,200ヘクタールの民有林を年間500ヘクタールから700ヘクタール間伐していき、この間伐について清水建設が森林整備に当たり、そしてCO<sub>2</sub>の排出枠を創出する。そしてタイアップしております東京農大が間伐材を利用した木製品の産業化を行い、3者目として、川場村が端材などを活用して木質バイオマス燃料、これによってエネルギーの地産地消を進めていきたいということで、今申し上げた川場村、そして清水建設、東京農大、この産官学の連携がスタートしたということは聞いております。

そしてまた、町内での状況でございますけれども、1点は、下牧の山林に大手建設、これもまた大手建設会社も参画した地元企業がバイオマス発電計画を動かしたいという動

きがございます。そしてもう1点につきましては、みなかみ町布施に株式会社りゅういき自然エネルギーというものが創設され、バイオマス発電へ取り組みたいという意向を聞いております。今の問題につきましては、現在、農産漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業、こういうものの中の課題に向けて、課題提案書を提出した段階ということでございます。その内容によりますと、木質バイオマス発電により200キロワットから400キロワット程度の発電とあわせて熱供給を行っていきたいということです。これらの活動について、いずれも再生エネルギーの発電の優遇買い取り制度、これを活用し採算事業として検討していこうという活動というふうに理解しております。すなわち民間の営利活動ではありませんけれども、今ご指摘のように、現在求められている再生エネルギーを活用した経済活動でありますし、また、森林が8割以上を占めるというみなかみ町にとっても、課題解決に向けて有効な手段というふうに考えられますので、町としても、できる範囲で支援していくということは当然のことと考えております。

具体的には、りゅういき自然エネルギーのほうからご相談のあった事項について一緒に進めていくということでご相談しているところでございます。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 木質バイオマスの活用で、ドイツは45万人の雇用を創出したという形で、町でも耕作放棄地での事業とか、そういう形でのいろいろ制度上の問題があるかと思うんですけれども、そういうのを進めていただければありがたいなと考えます。

今年度も、町民の太陽光発電を助成することを予算化しておりますけれども、この申し込みとか、現在の取り組み状況について。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 太陽光発電の一般論は抜きにしまして、今のところだけお答えするようにいたします。

平成22年度より開始しました住宅用太陽光発電の取り組み状況でございますけれども、発電施設設置の補助件数、これについては経緯を申し上げますと、22年が19件、以降、29件と続き、本年度は3件というのが現況でございます。補助金については1キロワット当たり2万5,000円ということで、合計金額760万円、これらが補助金として支出されているという状況でございます。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） どうもありがとうございます。

旧衛生センター跡地で太陽光発電をどうだと提案したところ、送電線の接続問題とか、雇用が発生しないという見解だったんですけれども、町では新治地区への水道供給を大峰山に貯水池をつくり、ポンプアップをする計画というのがあるように聞いていますけれども、この電力を太陽光発電で賄うということについて、町長の考えは。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今お話しありましたので、少し敷衍させていただきます。今までみなかみ

町に対して太陽光発電を行いたいという企業の問い合わせが数社からございました。これについて環境課職員が現地を案内したというのが、この間多々ありました。現在のところ、それらの民間団体が事業化に向けて取り組みたいという動きは見られておりません。これについては、その時点で聞いた話ですけれども、早急に事業計画をまとめて、年度ごとに変わるいわゆる再生エネルギーの発電単価を確保したいと。したがって、事業をなるべく早くやりたいと。そのときのネックになりましたのは、我がみなかみ町の山林は水源涵養保安林になっているところが非常に多いと。したがって、必要な電線等を配置するのに期間がかかると、23年段階で言うとキロワット当たり42円の買い取りというのが無理だということが主要な動かなかった理由だというふうに思っています。

そして、今ご指摘のありました衛生センター跡、これについて太陽のふりそそぐ場所ですから太陽光発電というのが適地だというふうには思います。ただし、これについては、やるとすれば民間ではなくて町がということだと思いますし、そしてまた、議員の皆さんよくご存じのとおり、あそこの活用方法についてはまだ結論を出す段階ではないというふうに思っていますので、あそこで太陽光発電を町が主体でやっていこうという決断をする状況にはないというふうに思っています。

そして、今一番最後にご提案いただいた件については、水道のポンプアップということで、コンスタントに電力の必要なものですし、立地、可能性等について、今ご提案をいただきました積極的な方向で検討を始めたいと思います。この間、今お話しもございましたが、民間の太陽光発電、これについて支援しないわけではありませんけれども、ほかのものよりも設置後の地元雇用が非常に少ないという点がありますので、ある土地を活用しようとするときに、土地活用の可能性の中で選択肢が何がいいのかというときには、余り優先的に配慮してこなかったというのは、ご指摘のとおりでございます。

最後、まとめさせていただきます。今ご指摘いただいた水道水源のポンプアップのエネルギーとして太陽光発電どうかということについては、積極的に検討させていただきます。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 脱原発とともに、新しい自然エネルギーを開発していく動きをぜひお願いしたいと思います。

時間の関係ありますので、2番目に移らせてもらいます。入札予定価格の事前公表をということです。

公共事業というのは、会計法や地方自治法で、原則入札によって契約者を決めることになっています。ことしの5月10日に、合併から08年まで、町の事業の大部分を一手に受注してきたI株式会社が事業を停止し、自己破産申請の準備に入ったと報道されました。

まず最初に、町の建設業を代表したと言われる建設業者のこの事態について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（森下 直君） 町長。

町 長（岸 良昌君） これについては、具体的に私もなぜなんだろうと。つまり、どういうことかといいますと、他の企業といわゆる町からの受注においても、他の企業に比べてそれほど少ないということではないという状況で、なぜ破綻に至ったのかということについて理解できないので、関係者何人かにお聞きしましたけれども、明確なアドバイスというか、ご判断をいただけなかったということで、まさに今聞かれてもわからないというのが率直なところでございます。

議 長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 利根沼田地域は何年前かというか、大分前なんですけれども、公取委の査察を受けて、それからの指導を受けていると思います。建設業界というのは、談合組織があっても、お互いに激しい企業抗争があって、技術・開発努力や営業努力が十分でない業者が生き残れるほど甘くないんだと。努力しない業者は淘汰されると聞いておりました。

町の12年10月から13年3月まで61件の入札がありました。落札率が100%が25件、金額で6割になりますし、95%以上というのは40件で86%になります。予定価格の決定方法と、業者に見積明細書を提出させているのかどうかお聞かせ願えればと思います。

議 長（森下 直君） 町長。

町 長（岸 良昌君） 見積もりで発注するというものもありますけれども、今お聞きになりました一般的な土木建設工事については、当然のことながら設計し、基準に基づき積算しているということでございます。その積算の中の部品だとか部材について、品目によってはその見積もりを考慮するということはありますけれども、全体の工事額について見積もりをとるといふものについては、ごく限られた特殊なものに限定されます。

議 長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） ちょっと聞き方が悪かったのかしれませんけれども、見積もりを調整することじゃなくて、入札をした際に、その入札の根拠となる見積もりの内訳書を提出させているかどうかということです。

議 長（森下 直君） 総合政策課長。

総合政策課長（増田伸之君） 条件つき一般入札につきましては、内訳書を提出させていただきます。

それ以外の指名競争入札については、今のところはその内訳書については提出はさせていただきます。

以上です。

議 長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 入札予定価格が未公表という状況の中で、落札率100%が25件というのは異常ではないかと思っているんですけれども、この概要というのを教えてもらいたい。

議 長（森下 直君） 総合政策課長。

（総合政策課長 増田伸之君登壇）

総合政策課長（増田伸之君） この25件の100%の落札率についてですけれども、1回で100%になっているものが12件、2回入札を行ったものが7件、3回行ったものが6件というものがございます。

議長（森下直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君）きのうも2件、入札契約がありました。これも3回やって予定価格どおりということです。積算をしていけば端数も出るはずですし、1.3億円ぴったりになった経過と、他の自治体では3%とか5%予定価格のときに削減するという話もあるんですけども、町の状況について教えてください。

議長（森下直君） 町長。

町長（岸良昌君）ただいまのご質問の前提があらうかと思えます。建設工事等につきましては、単価及び歩掛かりについては公表されておりますし、積算システムについても市販のもので相当充実したものがああります。すなわち数量を示してありますので、高い精度で見積もりが可能だと。これは事実でございます。

したがって、そのことについて、これは私が議場で何度もお答えしていますけれども、設計というのは適切な基準に基づいて積算されており、その適用すべき単価についても経常的に調査された結果を反映しておりますので、設計価格の100%で施工するというのが一番正しいと常に信じております。

そしてまた、予定価格の話が今ありました。予定価格についてもこの議場でお答えしております。予定価格は二桁にしております。端数はつくっていません。したがって、私が予定価格つくるときに歩切りをしているというふうに関係者から指摘されていますけれども、長い間県で関係課長もやっておりますけれども、いまだかつて歩切りをしたことはありません。歩切りというのは、にらんで90%にする、95%にするという話です。私は設計価格100%が正しいと思っております。しかも、見積もり入れるときに億単位であれば、億、千万、百万と来て、十万、一万が予定価格についているのはおかしいと。有効数字は二桁であるべきだと。これについては議場でお答えしています。

したがって、今のことを言いますと、見積もりが相当程度の精度で可能だと。そして、私の予定価格のつくり方は議場で話しておりますので、それを知っている人は私の予定価格、わかると思えます。なぜそれが1回で落ちないのか、3回までかかるのか、それは相当内容的に厳しいのではないかと推測しておりますし、私も技術屋で、若干なりといえども積算はしてまいりました。何かというと、一般基準で積算すると施工上とのそごはどこで起きるかということ、地元調整が不十分で、工期がかかって待たされる。そうすると重機を借りてきたやつを待ってなきゃいけない。あるいはこれが地元業者のよさですけども、周辺の人と緻密に調整するということになる、設計で見てない部分についても周辺との関係で取り合いであるとか、境界であるとか、いろいろやらなきゃいけない。そういうのをきちっと積算できる技術というのは技術者として必要だと思いますけれども、残念ながら、我が町の状況では、職員をこれ以上督励するのは難しいと思っております。そのところには、やはり地元を大事にするという観点から施工業者に頑張っていただき

いというふうに思っているところです。

少し余分なことを申し上げましたけれども、端的に申し上げますと、予定価格というものについては積算が相当程度精密に可能であるし、私の予定価格は二桁でつくるということについては、この議場で公表しておりますので、言ってみれば予定価格、後で公表しておりますけれども、ほぼ推測ができると、そういう状況であると思っています。したがって、予定価格を公表して、それについての落札率で説明しておりますけれども、端数切った分については1%から2%、それについては現実問題として生じているんだろうと思っています。少し議論のかみ合わせがずれているかもしれません。

以上でございます。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 予定価格についてお聞きしたんですけども、積算価格表というかあると思うんですけども、これに基づいて積算されると思うんですけども、人件費が1割とか2割とか上がってきているんですけども、それを予定価格に反映させたのはいつですか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 反映させておりません。すなわち何かというと、設計価格よりも上の予定価格、これは許されていないと理解していますので。

それで何かというと、時々の方務賃金にしても、建設物価にしても、一定の期間内に調査を了し、それを反映させるというのが公的積算システムですから、若干タイムラグがあるにしても、そこのところについては設計価格の中に適切に反映されているというふうに考えております。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） どうもありがとうございました。

日本弁護士連合会が言うには、落札率が95%以上は談合の疑いがあるという指摘をしているんですけども、今回6カ月間で95%以上が40件、金額で86%についての結果なんですけれども、これについてはどうお考えですか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今の根拠の話については、弁護士会という言い方ですけども、ここで参考のために申し上げさせていただきたいんですが、みなかみ町が持っております最低制限価格、これの基準によりますと、直接工事費については95%、共通仮設費については90%、現場管理費については70%、一般管理費については30%、したがって、これを組み立てるとほぼ90%という数字になります。これは何かというと、最低制限価格の原則です。したがって、90%以下の入札のものについては適切な施工が担保されないというのが原則であります。

今、先ほど一番最初のご質問等から推測しますと、特殊状況によってそれ以下のことが可能であろうということはあるんだと思います。しかしながら、何の根拠もなく90%

あるいは95%というところで線を引いて談合が証明されているんだということについては、非常に乱暴な議論だというふうに思っております。

繰り返します。積算価格、これについては適切に設計されていると思っておりますし、先ほど言いましたように、一部施工上必要なもので配慮されていないところが何点かあるという中でやっていくときに、今の状況というのは別におかしくないというふうに思っているところです。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） いろいろ説明を受けました。一番最初のときに、I土建の破綻に至った経過というのを聞きしたんですけれども、一番詳しい町長がご存じないということなんで、ちょっと私のほうも判断に困っているところもあります。今回の6カ月の中で、M建設の割合が非常に高くなっていると。そういうことと、それから08年までの計画のときにI建設の割合が物すごく極端に高くなっていると。そういうことを重ね合わせて見ながら、いろいろ心配をしているところがあるわけです。心配については2つあるんですけれども、官製談合防止法では、町はもちろん、職員も入札談合の4項目に該当する場合は損害賠償や懲戒処分の対象になるということです。元福島県知事で5期半ばで辞職した佐藤栄佐久氏ですけれども、直接的には実弟の汚職事件で辞職することになりましたけれども、自分自身は身辺をきれいにしようということで長い間注意をしたが、外部の力というか、知らないうちに身動きができない状態にされたと述べています。

長は、こうした圧力から自分を守るといこととともに、部下の職員が入札談合等に関与して罰せられることのないようにする義務があると思っております。

もう一つは、技術力向上と開発努力、営業努力が十分でない業者は淘汰されるということが言われていますので、見積もりとかそういう作業を正確にすることは企業の技術水準にかかわってくるんじゃないかと。企業だけでなく、役場職員の技術レベルの向上にもなると思います。お互いのそういうことで切磋琢磨するということで優秀な企業や職員が育っていくと思っておりますし、ひいては町民から信頼を得る町政になると考えます。

こういう結果について町民から不信の声が上がっていると聞きます。そういうことから逃げるのではなくて、納得するように説明する必要があると思っております。このことについて町長の考えは。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今のご指摘です。相当言われています。何かというと、私はみなかみ町だと思っておりますけれども、何で町の工事というのは月夜野でしかやらないんだいと水上からも言われています。新治からも言われています。私は、都市計画道路に着手し、なおかつ角が立つかもしれないけれども、今、将来へ向けての形をつくるというときに、あえて月夜野地区と言わずに、後閑地区、町組地区、上組地区、ここの整備をきちんとやっておかなきゃいけない。地域的に公共事業の偏在があるのご指摘はいただいております。相当気にしておりますけれども、もうちょっと時間がかからないとバランスとった形ではできないだろう。つまり、着手した道路については完成しなきゃいかん、道路が効果あるよう

にまちづくりをやらなきゃいかんと、これは重たい使命だと思っています。そのことと、やはり地域に精通した業者、これがあるんだと思います。逆に言うと、町内業者これだけいるんだからバランスとれよというのは、まさに官製談合そのものだと思いますので、このところについては企業の切磋琢磨、努力というものに依存するしかないと思っています。

ご心配いただいておりますし、そのことについて気にかからないわけじゃないですけれども、適切にやっているのが今の状況だと思っておりますので、今の経緯、状況だけ申し述べて答弁にかえさせていただきます。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） いろいろ説明をしていただきました。本人の思っていることと、やっぱり周りに与える影響というのはいろいろ変わってくると思うんです。やはり町を引っ張っていくということについては、その辺のところを町民に説明をしながら納得を得る方法で進めたいと思っています。農村公園公社が入札予定価格を公表して入札を執行しました。落札率も相当下がったとお聞きしております。安いことが全てではないんですけれども、民間と言われるところでこうした試みが行われているので、町も正確に見積もりができることにかかわらず、やはり予定価格を公表したほうが良いというふうに考えています。

時間が来ていますので、次に移らせていただきますけれども、町のスポーツ推進計画についてお願いしたいと思います。

町民の体力や健康の増進、スポーツの推進計画への町民の期待が高まっておりますし、ことし3月に策定されたスポーツ推進計画やアンケートの結果などから、町が管理する社会体育施設も気軽に利用できないとの意見がありますけれども、これへの改善策はどのようなになっているか教えてください。

議長（森下 直君） 教育長。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

教育長（牧野堯彦君） お答えさせていただきます。

昨年度、おかげさまでスポーツ推進計画ができました。本当にありがとうございました。いよいよ魂を入れるという段階に入ってきておりますけれども、今議員ご指摘のように、その折の町民意識調査の中に、町の社会体育施設がなかなか気軽に利用できないという声があったということでございます。

これに対しまして、気軽に利用できないという意味はどういう意味なんだろうか、いろいろ考え方があっていうふうに思うわけですが、一つの考え方として、自分の住んでいるところから近いところがないという、いわゆる身近なところがない不便さを感じていらっしゃるのかというふうな不満をお持ちなのかなと。そうであれば、既にある社会体育施設を大いに利用していこうというふうなのが今回の推進計画の基本でございます。これを何とかして皆さんに大いに活用していただき、いわゆるスポーツに取り組んでいただきたいという事でございますので、往々にして、なかなか遠いところの人、近いところ

の人まちまちだと思いますけれども、そのような状況になっているかと思いますが、ぜひ意欲を持って取り組んでいただけるように、こちらのほうも意欲を持てるような活動を提供していきたいというふうなことも考えております。

それから、もう一つは、まだ学校の体育施設が全て開放されておりません。学校の経営に支障のない範囲においてできるだけ開放に結びつけていきたい、少しでも体育施設を多くさせていきたいというふうに今考えております。

それといま1点は、ニュースポーツの紹介というのは毎年、毎年行われております。特に体育館あるいは校庭等、運動場を使つての競技だけでなく、例えば公民館の庭でできるとか、身近なちょっと空き地でできるとか、そういう運動もいろいろ紹介されております。例えば身近で言いますと、スポーツ吹き矢がそうでございますけれども、そういう競技だとか、あるいは一番身近なウォーキングがしやすいような環境を整えていくとか、そういうふうなものを通してスポーツに取り組んでいただけるように、いろいろなものを紹介、提供していければというふうに、この改善策としては考えております。

もう一つは、いろいろ手続が困難だとか、あるいはルールが厳しくて嫌だとかという気軽さという意味であれば、基本的には、やはり公的な施設でございますので、ある程度の手続あるいは使用上のルールというのは当然必要でございますけれども、過度のものについては点検し、見直していきたいと思っております。

時間が来てしまいましたけれども、あと1つ、ただ、利用の仕方がわからないというふうな回答も大変多かったようでございます。これについては、早急に啓発、啓蒙をしながら、皆さんに、こういう施設、こういうところでこういうことができますよということで大いに宣伝をしてまいりたいと考えております。

以上です。

**議長（森下 直君）** 原澤議員に申し上げます。時間ですけれども、本当の1点だけ、ポイントだけは認めます。

**10番（原澤良輝君）** ありがとうございます。

施設の数をふやすべきとか、もしくは必要と思う施設として屋内プールとかトレーニングジムというのがあるんですけども、こういう要望についてはどういうふうに扱っていく考えかお聞かせ下さい。

**議長（森下 直君）** 教育長、簡単をお願いします。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

**教育長（牧野堯彦君）** 先ほどの皆さんの意識調査の中で出てきた要望の数々、たくさんございます。そういう中で新しいものもございまして、これまでのものについてのものもございまして。1つ申し上げましたのは、希望が上がったから全てすぐとりつくというふうなものでなく、ひとつ長期的な展望に立って、そして今現在進めている体制をしっかりと作り直して、そして推進をしていこうというのが今の段階だと思っております。したがって、おいおい5年後等に一応、皆さんのメニューを聞きながら対応していく計画でおりますので、その折にもまた出てくるようである、毎回多くの皆さんが希望してあるというふうなことであれば、そのときの財政的な状況等々鑑みながら検討していくことは可能であろう

と思います。

ただ、すぐに取り上げられるものについてはできるのではないかというふうに考えております。その一つの例がスポーツジムでございます。B & G、それから水上の社会体育館にスポーツジムがございます。B & Gよりは水上の社会体育館のほうが非常に使われているというお話を聞いておりますので、こういうふうなものについて取り組みそうなものについてはどんどん対応していきたいというふうに考えております。

議長（森下 直君） 原澤君。

10番（原澤良輝君） ありがとうございます。いろいろ大変な施設、プールとか体協、事務局の施設とか、そういうのいろいろあると思うんですけども、スポーツ計画に基づいて実施をしていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

議長（森下 直君） これにて10番原澤良輝君の質問を終わります。

---

通告順序3 12番 高橋市郎 1. 介護保険の「住所地特例」について  
2. 児童虐待について

議長（森下 直君） 次に、12番高橋市郎君の質問を許可いたします。

12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君登壇）

12番（高橋市郎君） 12番高橋です。議長の許可をいただきましたので、2点ほど一般質問をさせていただきます。

最初に、介護保険の「住所地特例」についてお尋ねをいたしたいと思います。

人口の高齢化社会を迎え、高齢者が安心して暮らせるサービスつき高齢者向け住宅の需要が高まっているということは、申すまでもありません。サービスつき高齢者住宅はバリアフリー構造で、安否確認や生活相談のサービスを提供する施設で、入居対象者は60歳以上、介護サービスを提供する施設もあるということであります。

6月30日の上毛新聞の報道によりますと、県内では93施設、2,706戸が登録されており、そのうち住所地特例が適用されているのは51施設、1,555戸であり、適用外が42施設、1,151戸であるとのことであります。適用外施設の入居者が介護サービスを利用すると、施設のある実際の介護給付費が増加し、保険料が上昇するとの指摘があるわけでありましてけれども、町においては、そのような施設は現状あるのかという点、また、そのような施設の建設がもしあるというような話があったときに、これまでに介護保険を支払っていない人の分まで町民が負担するような不均衡が生じることはないような手だてというものはおありになるのか、その点について町長の見解をお尋ねしたいと思います。

議長（森下 直君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） ただいまサービスつき高齢者向け住宅のお話がありました。これについては概要が、ご質問の中であつたわけですが、高齢者の居住の安定確保に関する法律というもので定められた制度でありまして、平成23年10月20日の改正によりまして、登録制度というものが創設されたところでございます。今ご指摘のとおり、このサービスつき高齢者向け住宅には、住宅の設計・構造に関する基準、そして入居者へのサービスに関する基準、契約内容に関する基準、この3つの基準がそれぞれ一定の要件を満たしているというものについて、都道府県が登録されたものでございます。

今ご指摘いただいたのと若干違う数字、ほぼ合っていますけれども、全国的に10万戸を超えて設置されているという中で、群馬県内が95施設、2,787戸、これは時点の差だと思います。近隣で言いますと、沼田市に3施設、76戸が登録されているということです。こういったニーズが高まっているという点については、有料老人ホームの入居費用が高額で、出費が多いこと、入居者の自由度が制限されるといったようなことから、有料老人ホームにかわってサービスつき高齢者向け賃貸住宅が注目を集めているということのようです。

今ご質問のありました介護保険制度の住所地特例というものについては、住所地以外の介護保険施設に入所した場合に、住所を移す前の市町村が引き続き保険者となるという特例措置であります。今ご指摘がありましたように、介護保険施設が市町村内に多くあるということで、負担が過大とならないように、余分な負担にならないようにというための措置だということです。

したがって、今の質問のポイントですが、そういう施設ができて、今ご指摘の法に基づいたサービスつき高齢者向け住宅という登録されたものであれば、この住所地特例が適用できるということになるかと思えます。

少し住所地特例の状況についてご説明させていただきます。

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、そしてサービスつき高齢者向け住宅、それに加えて養護老人ホーム、この施設が住所地特例対象施設というふうになっています。そして、特例対象施設が町内には4施設ございます。そして入所されている被保険者100名です。そして、町外の特例対象施設に入所をされているみなかみ町が保険者となっている、従前住所がみなかみ町であつたということです。その方は55名いらっしゃいます。また、サービスつき高齢者向け住宅ということに限って言いますと、3名の方が特例対象扱いの方ということです。

そして、これ利根沼田の状況をもうちょっと言わせていただきますと、グループホームなど地域密着型サービス施設、これは住所地特例の対象外で、原則的には設置市町村の高齢者だけが利用できる施設ということになります。ただし、利根沼田管内においては、地域密着型サービスに関する事業所指定にかかわる沼田高齢者保健福祉市町村申し合わせ事項というものを締結しておりまして、特例施設的な施設として設置される市町村以外の高齢者であっても利用できるようになっている。つまり、利根郡の市町村内の方については融通をつけながらやっつけようというのがあります。これを利用されている方が他市町村の高齢者がみなかみにある施設を利用されている方が3名、逆にみなかみの高齢者がみ

ななみ町以外の施設を利用している方が8名という状況になっております。したがって、今お話いただいたように、適切な事務処理をやって、適切な範囲の方を受けるということであれば、その高齢者が居住されるということによって、みななみ町が過度の負担を負わなきゃいけないという状況は避けることができるというのが制度的なものであります。

議長（森下 直君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君登壇）

12番（高橋市郎君） 私がこの質問をするに、そのきっかけというのは、首都圏に住んでいる方で町内にマンションを所有している方が、いわゆる高齢者の施設、どういった施設かはまだ話は聞いていないんですけども、みななみ町の環境のいいところで老後を過ごしたいという方がいらっしゃるかと、高齢者が暮らせる施設をつくりたいという相談があったわけです。非常にいいことだなという最初の受け取りはそういうことで、まだ具体的な話はないんですけども、そういう話があった。しかしながら、いろいろな話を聞いてみると、さっき言ったような、いわゆる国保なり、介護保険なりに負担を強いるような状況が生まれることがあるというようなことの中から、今回の質問をさせていただくことになったわけですけども、その中で、今、自治体に負担を強くないような施設であればということだと思うんですけども、現状の中で、前橋市と高崎市は独自の登録制度、そのほかについては県に登録をするということですよ。ということになると、市町村として歯どめが、いわゆる特例の施設をつくって、いずれ介護保険を利用するというような、そういうような施設になり得る可能性のあるものができようとしたときに、そのことに対してどう対応できるのかという点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） ただいま首都圏の方で、このみななみのよさに注目して老後は過ごしたいと、これは当然のニーズだと思いますし、みななみはそれはいいところだというふうに思っています。実は今回の答弁、この住所地特例という制度を改めて勉強させてもらったんですけども、今高橋議員のおっしゃったのと似たような話でしょうけれども、旅館、ホテル等が廃業した跡、旅館、ホテル等については消防上のいろんな規制が厳しいので、ほかのものを活用するよりも、いわゆる高齢者の住居にするのに非常に消防法上有利な改造ができるということを知ったもんですから、その負担が町にどう生じるのか、まさに介護保険、医療保険の問題です。

それと、雇用がどう発生するのか、このプラス・マイナスを検討するというところで始めたことがあるんですけども、改めて今ご説明しているように、いわゆるIターンで、ある年齢以上はだめよということではないんだろうと思います。そのときに、ご心配のように介護だとか、その他の余分な負担が町に生じないためにどうすればいいのか、これは制度があるということです。それをはみ出した人が当然そういうときには出てくるだろうと。さてどうするんだと。まだ事象が生じてないので、そこまで踏み込んでおりませんが、方向性としては住所地特例ができるような施設が町内にできるということであれば、側面的な支援なり、周辺との調整など。これは町が積極的に出て行って構わないんじゃないかなと思います。

また、今ご心配の点、これはないとは言えませんので、そういうときにどうするのか、改めて制度的な確認であるとか、そういう話があったときにどうするか、あるいはこれは事業者の質の問題だろうと思いますので、その事業者がほかでどういう形でやっているのか、そういうことの審査をどういう形で町として主体的に出られるのか、この制度についても勉強しておくようにいたします。

議長（森下 直君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君登壇）

12番（高橋市郎君） みなかみ町が環境がよくて、そういう施設で老後を暮したいという人がいるからそういう施設をつくりたい。しかしながら、負担のないようなというそういうことで、もちろんそういう事例が発生したときにはきちんとした町の相談または対応というものをさせていただきたいというふうに思うわけであります。その点につきましては、それで終了ということで、第2点目について入らせていただきます。

2点目につきましては、児童虐待についてということをお願いをしてあります。

近年、マスコミ報道等で児童虐待を取り上げる事例が大変多くなってきているという感じを受けているわけですが、県内においても、大泉町において3歳の女の子がアパートに母親に置き去りにされて死亡するという痛ましい事件が発生をしたということであり、群馬県内において、ことしに入って1月から7月の児童虐待の警察での摘発は15件というお話であります。前年度同期の比率で3件ふえているというような話でありますけれども、これも上毛新聞の報道なんですけれども、摘発の件数は10年前の2003年には年間2件であったのが、2010年には22件にふえ、最多となっていることであり、その最大のペースを今年度は更新するのではないかというような懸念があるそうであり、町における児童虐待の現状と、その対応策についてお尋ねをしたいと思います。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 子供の虐待問題につきましては、本来は子供が最も安心して過ごせるはずの家庭の中で起こることが大半であることから、非常に隠ぺいされやすく、早期発見やその迅速な対応が難しいというのが実情であります。また、そのことについては、特別な家庭だけで起こることじゃなくて、どこの家庭でも起こり得る問題であるというふうに考え、社会問題として捉えなければならないという側面もございます。

今ご指摘の大泉の例もございます。また、先月の新聞報道では、今聞かれた話ですね、過去最大のペースで出ているということです。まさに非常に危惧すべき状況であると思っています。

町における対策でありますけれども、平成20年に児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法が改正されまして、市町村が児童虐待に対する相談窓口の役割を担うということになっております。町では、その受け皿、組織といたしまして、みなかみ町要保護児童対策地域協議会、要対協と略しておりますが、これを平成20年3月に設置しております。そして、この協議会は法務局、警察署、保健福祉事務所、児童相談所、町内の人権擁護委員、民生委員、小・中学校や幼稚園と教育委員会、それぞれの代表者とその事務者で

組織しております。年1回の代表者会議は重点項目等の方向性を決定するということが、実務者で構成されます実務者会議、これは毎月1回開催しております、町内の支援対象となる虐待のケースについて情報共有あるいは具体的な支援策というものを協議しておるところでございます。それ以外に、月1回のほかにも、個別ケースの検討会議、これを実施し、緊急的な対応についても迅速に実施できておるということで、安心して安全に成長するための環境設定に努めているということでございます。

ここまでが町の対応の現況です。

議長（森下 直君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君登壇）

12番（高橋市郎君） 被害者が子供であるということの中から、いわゆる学校であるとか、幼稚園であるとか、保育所であるとか、そういうところの先生の対応というんですか、学校の対応というのは、早期発見が必要だという観点から、学校の対応というものはどのようなことを指導されておりますか。教育長をお願いします。

議長（森下 直君） 教育長。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

教育長（牧野堯彦君） 先日も校長会がございまして、夏休み中の動向等をお伺いしながらお願いをしてまいりました。毎月1回ある校長会の中で、特にこの虐待がこの町ではふえてきているという実態を伝えて、特に小学校低学年の担任の先生には目を鋭くして見ていただきたいと。それとあわせて養護の先生、この先生方にも子供をよく見ていただきたい、そして変なことがあったらすぐ届けてほしいという体制で今進めている状況です。それ以外になかなか掌握する方法はございませんので、子どもの動きの中で、半袖を着ているべき時期に長袖を着ているとか、いろんな動きが変だと思われる、そういうものを逃さないということで学校のほうへは細かく指示をしている、こういう体制でございます。

以上です。

議長（森下 直君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君登壇）

12番（高橋市郎君） 子供のこと、命にかかわることであるというふうに思います。そういった中で、学校の先生が気づく、また近所、隣の人が気づく、そういうことから、例えば児童相談所だとか、いろいろその通告をしていただきたいということはあるかもしれませんが、まず最初に私たちが頭に浮かぶのは、役場に相談をとということがあることだと思うんですけども、役場に、例えば電話でそういう相談をしたとき、どのような速やかな対応がされるのかという点についてお聞かせいただければと思います。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） これもまた法律で定められているところですけども、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかにこれを市町村、児童相談所等に通告しなければならない通告義務がついています。町で学校あるいは町民の方から虐待通告があった場合は、県の対応マニュアルに定められているとおり、24時間以内に家庭訪問等により対象児童を直視による安全確認を行うという、24時間行動体制が定められておりますので、

それに対応できる体制を整え、通告のあった児童の安全確保に努めているということでございます。

具体的にどう動いているか、後ほど課長に補足させますけれども、このような対策をやっておりますけれども、やはり早期発見と迅速な対応のためには多くの見守りの目が必要だと。そして、地域全体での取り組みをお願いするというのがやはり重要な問題であろうと思っています。そしてまた、今申し上げたように、通告義務があるんだということの、まだまだその辺については周知不足という点もあります。この辺については、引き続き児童虐待に関する問題について多くの町民の方に関心を持っていただくための普及啓発活動、これを積極的に推進していきたいと思っております。

24時間行動体制、これは具体的にどうなのか、もう少し課長から補足させます。

議長（森下 直君） 子育て課長。

（子育て健康課長 上田宜実君登壇）

子育て健康課長（上田宜実君） そうしましたら、虐待の通告があった場合、どのような町の体制をつくっているかについてご説明させていただきます。

まず、通告というのは児童福祉事務所なり、町に来た場合には子育て健康課、こちらのほうに一応窓口を開いております。そこで、仮に町のほうにそういう通告があった場合、その場合については課内に受理会議、子育て健康課内の中で、私を中心として、担当事務、保健師さん、その人たちを交えて受理会議を開かせていただいて、どういう状況か、今までの対応等についてうちのほうで判断をさせていただき、ある程度の緊急度を推測させていただきます。当然24時間体制ということで、自宅ないしその家庭を訪問させていただく手順といいますか、それについて検討するというのが主な会議の内容になるかと思っております。

その後、条件によっては児童福祉事務所の職員さんも一緒になって家庭を訪問し、対象となっている児童を直接確認させていただいて、その対象になった保護者の方々には、こういう通告がありましたということも同時にお伝えをさせていただいて、どういう状況なのかを確認させていただき、実際には、その段階での経過観察というような格好をとらせていただくか、さもなければ児童福祉事務所に入らせていただいて、その後の法的な手段等々に発展する場合もございます。通告を受けてからの段階はそういう格好で、当面の間は自宅を訪問して直視をするという作業を第一義にさせていただくという形となっております。

議長（森下 直君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君登壇）

12番（高橋市郎君） 丁寧な説明をいただいたわけですが、もう少し聞かせていただきたい。

いわゆる子供に対しての虐待というのは親がすることが多いという事例があるわけです。そういった中で、白雪姫コンプレックスというのがあるんだそうですね。いわゆる子供のときに虐待を受けたことの経験のある人は、その子供が親になったとき虐待をまたやる可能性が非常に確率が高いというようなことを聞くわけですが、いわゆる親が子

供に虐待をするきっかけというのは育児ノイローゼとか、そういうことがきっかけになる可能性というのが高いというような形があります。

近年、親と同居しないで若い人だけの世帯等の中で、子育て支援センターなりの中で子育てに対しての支援をしている。町でも大変力を入れてやっていただいていることは、そのとおりでと思うんですけども、子供を産んで間近の母親に対しての保健師さんとのケアであるとか、そういうものをきちんとして子育てに悩まないように、外に出られるようになる前段のケアというものをきちんとして、子育てノイローゼにならないようなことをして子供に虐待をしないような、それはしないのがほとんどですけども、そういうことにならないように、またすることの手だてというのものもやっていただくことが必要かなと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

議長（森下 直君） 子育て課長。

（子育て健康課長 上田宜実君登壇）

子育て健康課長（上田宜実君） では、お答えさせていただきます。

この部分についても、県のマニュアルの中で細かく指示はいただいているわけですが、まず現状の把握をさせていただき、その中からアセスメント、その人の気持ちだとかそういう部分を確認していただいた段階で、うちのほうでは、そこでまず支援計画というものを要対協の中で話し合っつけてもらっていただいております。これは、その虐待の内容によって個別に対応が変わってくるわけですが、基本的には、どういう形で側面支援ができるかについてさまざまな専門家の知識の中でそれを指示していきます。基本的には、閉じこもりが原因であるとか、自分が虐待を受けた場合、そういうものがやっぱり側面の中に内部要素としてある場合がございまして、それについて、どのような格好でそれを側面から支援していけばそれがなくなるか、また閉じこもりというか、その内部に閉じこもっちゃってなかなか見えづらい部分については、先ほど議員の説明のとおり、支援センターなどの活用を促す、また町の相談関係、当然、保健師が家庭訪問での支援相談、そういうものも密にやらせていただいているという現状がございまして。

そういう形で、支援計画に基づいてそれを実行して、それについてもう一遍評価をする、これも要対協の中で、今までやってきたことについてどういう結果が出ているかというのを評価させていただき、それをまたさらにグレードアップをさせていくというような見守り支援等々について、絶えず計画を現状に即したものに合わせながらやっているというのが現状でございます。

議長（森下 直君） 12番高橋市郎君。

（12番 高橋市郎君登壇）

12番（高橋市郎君） それにいろいろなケースによってそれぞれ対応をされているということであり、非常に心強く感じたわけでありまして。小さい子供から高齢者まで安心して暮らせるみなかみ町にするために、さらなる皆様のご尽力をお願いいたしまして、私の質問は終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（森下 直君） これにて12番高橋市郎君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

（10時22分 休憩）

---

（10時37分 再開）

議長（森下 直君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

---

#### 通告順序4 11番 島 崎 栄 一 1. 公共料金について

議長（森下 直君） 次に、11番島崎栄一君の質問を許可いたします。

島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 11番島崎栄一、通告に従い、一般質問をいたします。

今回は、町の公共料金全般の考え方について考えを問いたいということで質問いたします。

公共の料金のほかに民間の料金もあります。いろいろなものやサービス、いろいろなものが世の中にいっぱい売られていますけれども、例えば車でいいますと、トヨタはカローラを、日産はサニーを、大体同じような感じの車はホンダがつくっても、トヨタがつくっても大体150万円くらいとか、そんなにかけ離れた値段にならない。マツダがつくっても、スバルがつくっても同じような車については、大体同じような値段で売っています。

それで、なぜそうなるかといいますと、例えばトヨタは150万円で売のだけれども、マツダはおれのうちはいろいろコストがかかるから200万円で売らなければならないということで200万円で、売るのは自由だから売ってもいいけれども、そうするとお客さんはものを見て大体同じような車なのに50万円も高いのなら、おれは要らないといって150万円の車を買うわけです。ですから、そういうわけにいかない、やはり競争があるのでコストはいろいろ高いけれども、それをいろんな工夫によって避けていって、何とか世間の相場でもものが売れるように民間業者は頑張るわけです。

そういう中で、公共料金を見てみますと、例えば水道、下水道、家庭用のごみ袋の処理費とか、それから国民健康保険とか、そういうものを見てみますと、例えば水道なら、みなかみ町の水道と川場村の水道と片品の水道が少しは水源によって水質に差があるのかもしれませんが、基本的には同じものです。同じものを売っているわけです。ですけれども、みなかみ町は1トン110円、片品は100円、昭和村は50円ぐらい、川場は70円ぐらいという同じものを売っているけれども値段が違うということでやっているわけです。これについては水道会計が独立採算だからコストがということで、計算して出しているのだと思うのですが、それでいいますとほかの市町村でできるのにみなかみ町は何でできないのかと。それから、それを買う立場の住民、サービスを受ける側の住

民からすると、車を買うとか、みそラーメンを食べるといのは、本当にばつと自分が気に入らなければ違うところに行けますけれども、住民は基本的に家を建てたらそんな簡単には引っ越しはできないのです。ですから、値上げされてもしょうがない、我慢するというので、だから、車なんかだったら200万円にしたら誰にも売れなくなってしまって、すぐに結果が出たりしますけれども、自治体の公共料金については、ちょっと値上げしてもすぐには住民が急激に減ったりとか、そこまで極端なことはないですから、その影響が見えにくいと思います。

ただ、長期的にいうと、やはり住みやすい町と住みづらい町というのは、何十年もすれば差がつくのではないかと思います。例えば年間1%ずつ人口が減る町と、年間1%ずつ住民がふえる町では、30年すれば130%と70%ですから大体倍ぐらい差がついてしまうと。だから、すぐに値上げしても結果が見えないから安易に値上げしていると、長期的には町が疲弊してくるのではないかと思いますので、公共料金は他の市町村の値段を見て、そういうふうにもできるんだということで、みなかみ町も創意工夫をするべきだと思います。

今回、そのような質問をした大きなきっかけは、春先の国民健康保険の料金を上げるか下げるかというか、下げるか、それとも維持するかという話をちょっと議会等でしましたけれども、その中でやはりコストの積み上げで下げられないみたいな感じがありましたけれども、上毛新聞なんかによりますと群馬県一高いということなのです。そういうのは本当はよくないですから、コストはそうなのかもしれないけれども、もっといろんな工夫をしたり、思い切って一般会計の繰り入れをしてでも下げて、他町村に負けない値段にするべきではないかなというふうには春先に思いました。それからですね、聞いたところによりますと役場職員が沼田に家を建てたということを聞いています。役場職員というのは、行政のプロですから公共の料金というのがどうなっているのかということとはよくわかっていますし、そういう人がみなかみに建てたほうが得だと知っている人が、役場職員のように公共料金のことを知っている人が沼田になんか建てるよりみなかみのほうが得だからって建てるような町にしないとまずいんじゃないかなというふうに思いました。長期的な住民の減少を食いとめて町が発展するためには、公共料金についてはただ単にコストの積み上げというわけではなく、周りを見ながら料金設定をしてもらいたいと思います。今現在、他町村よりも高目のもの、幾つかあると思いますけれどもそういうことについては努力をしてその他町村並みの値段になるようにしてもらいたいと思います。こういうふうには私は、町が10年後20年後30年後によくなるようにするためにはそういうことが必要じゃないかと思っていますけれども、町長はこういう考え方についてはどう思うでしょうか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 公共料金一般についてということなので、少し述べさせていただきます。今車の例で何点かご指摘があったように、我が国は市場経済を基本としておりまして、サービスの料金や商品の価格は市場における自由な競争を通じて決められることが原則となっております。

しかしながら、国民、住民がサービスを受けなければ基本的な社会生活が営めないものについては、国あるいは地方公共団体といった公的機関が料金や価格、その水準の決定や改定に直接かかわっていかねばいけないと、こういうものがあります。これを総称して公共料金と言っております。若干先ほどの定義の公共料金とは違いますが、公共料金とはこういうものです。

公共料金と似ているようで性格の異なるものが租税であります。租税というのは、これは財政学の立場ですけれども、強制性、無償性、収入性という3つの条件を備えている必要があるというふうに言われています。ドイツの財政学者ゲルロッフの定義によれば、租税とは公共団体の財政事情のためか、もしくは他の行政目的、特に経済政策及び社会政策の目的の実現のために公共団体から他の経済団体、他の経済団体というのは企業も含まれますし、個人も含まれますし、家計も含むと思います。強制的に、そして何らの特別対価なしに課せられる給付のことを租税と言っています。これが先ほどの財政学の3つの条件ということだと思います。

租税の租という字も、税という字も、漢字の由来としては全く貨幣は意味していませんでした。しかし、このゲルロッフあるいは財政学の立場から言っている租税というのは、前提として租税が貨幣であるという仮定を置いています。したがって、貨幣が市場取引の手段として流れるときには強制性はありません。市場で貨幣を使用して取引をするかどうかは、取引する人の自由意思に基づいております。先ほど車が高ければ買わないというお話です。

租税が嫌われる理由としては、強制性というものがあるからということとは言えると思います。市場で貨幣が流れると、そこには必ず反対の流れが生じます。反対の流れは物であったり、サービスであったりするわけです。市場取引では、貨幣を支払えば必ず反対給付を請求できます。しかし、租税については、支払ったからといって反対給付の請求権はありません。つまり、租税というのは何の対価もなく支払わなければならない、これが租税の無償性と呼ばれているものだそうです。

一方、例えば、私たちが戸籍や住民票が必要だというときに役場の窓口で貨幣を払います。所定の貨幣を払ったから戸籍あるいは住民票といったものを交付してほしいと請求できますから、この貨幣の支払いは租税ではありません。手数料というふうになっています。体育館を借りるときに貨幣を払います。この支払いは自由意思です。お金を払うかわりに体育館を使うという反対給付の請求権があります。こうした貨幣の支払いには強制性、無償性というものがありませんので、租税ではなく使用料ということになります。

しかし、政府、地方公共団体が徴収する貨幣で強制性、無償性、両方ともない租税と言えないものとして、今いった手数料、使用料がありますが、それ以外に水道料金あるいは、みなかみはやっていませんけれども、公営交通の運賃、これらについては、まさに公共料金ということになります。税金あるいは税金類似のものとして社会保険料、これについても公的機関が決めています、これはサービスや商品の対価としての料金や価格ではないことから、ここのところで公共料金とは言われていません。

これらの公共料金のその決定方法、これについて国が決めるもの、あるいは政府が認

可するもの、政府に届け出るもの、地方公共団体が決定するもの、それらの種類があります。ご存じだと思いますけれども、国会や政府が決定するものとしては、社会保険診療報酬、介護報酬、これらがあります。政府が認可あるいは上限を認可するものとしては電気料金、鉄道運賃、都市ガス料金、乗合バス料金、高速道路料金、これらが代表的なものです。政府に届けなきゃいけないというものは国内交通運賃等があります。そして電気料金、都市ガス料金、これは引き下げ改定の場合、そして鉄道運賃、乗合バスの運賃は上限価格の範囲内での改定という場合については届け出になっています。

次に、地方公共団体が決定するものとしては、今ご指摘のありました公営水道料金、公立学校授業料、公衆浴場入浴料、印鑑証明手数料などが上げられます。公共料金は、今言ったようにいろんなところにわたっていますが、サービスなど性質あるいはその分野というものが限定されています。例に挙げると、光熱代、エネルギー供給の分野、そして通勤や通学、国内旅行などにかかわる移動に必要な交通関係、そして電話料金、郵便料金といった通信関係、これらがあります。これらについては、やはり基本的な国民生活のために必要だということで公共料金になっています。

また、一般行政関連としては、先ほど言いました印鑑証明手数料、これらの行政サービスの対価として料金が分類されています。先ほどからご指摘がありました、一般に消費者は料金が高ければ買う量を少なくし、安ければたくさん買うと。逆に事業者のほうは、料金が低ければ生産量や販売量を少なくし、高ければ生産量や販売量を多くしようとし、これがまさに競争市場で、需要と供給が市場での自由な取引を通じて調整されることにより料金が決定されています。その料金に従うことがもっとも効率的な取引がなされるということが市場経済であり、一番最初に申し上げたように、我が国は原則市場経済をとっています。

しかし、市場に任せることがいつも最適な資源配分が行われるとは限らないということで、公共料金は定められているもの。つまり、巨額の設備投資が必要なため1社の独占にならざるを得ないこと、あるいは消費者がサービスの質を十分知ることができないとき、あるいは全国どこでもあまねく公平なサービスを提供しなければならない場合、これらについては政府によって何らかの規制が必要だということになります。これについては、サービスを提供できる事業者を限定する参入規制というものが代表的です。参入規制であると競争が働きにくい、料金が適正に決められる保証がない、これは先ほど、例は違うと思いますが、議員がご指摘されているところだと思います。そのような場合には、料金に関する規制が必要になってくる。そして、公平なサービスの提供のために一定の範囲に規制することが必要だということもあります。

公共料金については、市場の動きを助けるか、市場にかわる役割を果たすとか、そういうことになります。先ほど言っていた例で既にお気づきだと思いますけれども、設備投資が過大になり1社に限らざるを得ない、まさに電力供給がそうでした。これについてもいろいろの検討がなされているというのは、そのとおりです。

このように、公共料金は日常生活にとって必要不可欠、必需的なサービスについて定めるというものが大部分です。それで、公共料金を決定するに当たって、まず1つ、効率

性、そして2番目として公平性、3番目として安定性、この3つの目的というのは常に念頭に置く必要がある。これらの目的は、公平性・安定性を追求することが必ずしも効率性につながらないという場合もあります。今言った3つが互いに相反する側面も持っているということが現実です。そのバランスをとって決めるという必要があります。そして、技術の進歩などにより公平性・安定性を欠かずに効率性を高めるということについても常に努力しなきゃいけない、そういうことです。これが時代の変化とともに公共料金について公平性・安定性を確保する中であっても、効率性をより一層高める、すなわち利用者の利便の向上を図る、料金の低減化を図っていく、これは常に求めていかなきゃいけない。公共料金関係の政策、制度、みなかみ町のことについてまだ踏み込んでいませんが、一般的にこうした方向に進んでいることについては十分認識しているところです。

さて、そこで、今何点かお話がありました。国保税は租税です。公共料金ではありませんので、答弁は外します。この扱いについてはさんざん答弁してまいりました。次、ごみ袋代、これについては手数料かどうかというのは、国民的あるいは全国的には議論があるようです。しかし、みなかみ町はみなかみ町手数料条例の中にごみ袋の料金を定めています。議会の総意として、ごみ袋は手数料です。公共料金ではありません。

したがって、今ご指摘のあった中で、水道料金、下水道料金について説明させていただきます。

先ほど申しあげました安定的・公平的に供給しなければいけない。そしてそのことについては、上下水道については企業会計として行うというのが前提になっています。これについてはみなかみ町だけが水道、下水道を企業会計に持っているわけではありません。全国全て、例外あるかもしれませんが、ほぼ全てのところが公共料金として企業会計でやっております。これについては租税、公共料金あるいはその他の負担という分類の中で、国民的合意として上水道、下水道は企業会計的にやるべきであるという合意があると理解しております。したがって、みなかみ町も企業会計として当然運営すべきです。この企業会計の中でどのような状況が生じており、それをどう改善するか、改善の方向が値下げの方向ではなく、町民の負担がふえるという方向ではありますけれども、水道料金については改定してまいりました。下水道料金については、私は審議会のご意見をいただいております。これを議会に条例としてやっていただくということについて、もう一つ検討課題、審議会のご意見を最大限尊重する中で、どういうレベルで議会にご相談するかということは検討中ですので、まだ議場には出しておりません。

以上のようなことで、公共料金として上水道料金のあり方、下水道料金のあり方、これについては低廉なことにこしたことはないということはありますが、よその町ではなくてみなかみ町の中で実現しなきゃいけない、そのためにどういう投資を将来に向けてやらなきゃいけない、今の処理のためにどのようなことをやらなきゃいけない、そういうことが総合的に勘案されて決定されているものであります。

なお、直接的なご指摘ではないと思いますが、役場職員で沼田市に住んでいると、これは事実あります。沼田に限らず、前橋であったりということもあります。これについては、原則居住の自由というのは国民にありますので、何とも言いませぬけれども、

やはり役場職員として町にいてほしいと。それはご指摘どおりだと思います。ただし、ご指摘があったように、沼田市に住んでいる職員がごみ袋代が安いから沼田市に住んでいるということはありません。それについては職員個々人の多様な理由があって、強制ができないということだと思います。もし沼田のごみ袋代が安いから向うに住んでいるんだという職員がいたら、あした連れてきます。

以上です。

議長（森下 直君） 島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 今回どうということが趣旨かといいますと、例えばみなかみ町なんかは空気がきれいですし、やはり水もおいしいです。だから、東京とか都市部から来た人は水道の水飲んでいまして、「ああ、この水すごいおいしいね」という話で、だから人が家を建てて住む場合にいろんな条件があると思うんですよね。自然がきれいだとか、山が近くて、私山が好きだからみなかみに住んでいるという人もいます。いろんな条件があって、住む、住まない、みんな総合的に判断しているという中で、みなかみ独自の魅力もあるわけですよ。住民が住みたくなる町をつくるというのがいいということで、自然に備わっているそういう空気とか水とか温泉とか、山や自然、そういうのは強みです。でも、その中に公共料金の値段が高いか安いかわかるというのややっぱり人が住む、住まないと決めるときに検討する1つですから、いろんな条件の中の一つなんですよ。その一つもなるべく住みやすいようにしてってもらいたい、努力してってもらいたいということです。

ですから、水道、下水道会計が企業会計というのは知っていますけれども、企業努力で、なるべくコストを下げて、ほかの民間だってみんな企業ですから、そういう中でそういう努力してやっているわけですから、頑張ってもらいたいという意味です。その目的は、やっぱり人が住む、人口が減らない、やっぱりみんなが住みたくなるような町というのが長期的に見れば発展するんじゃないかと思っておりますので、お願いしたいということですね。

町長は、基本的に厳密に租税、公共料金、手数料というふうに分けたんで、公共料金と水道、下水道、あと幾つかだけだっという話なんで、確かに国民健康保険税ですから、これはその指摘のとおり、公共料金ではなく税金です。租税というのは、また公共料金じゃないというのは承知していますけれども、趣旨としては、租税、固定資産税とか住民税とかいろんな税金については基本的には町が決められない。国で法律で決めていると思うんですよね。だから、固定資産税の算定のやり方というのは、みなかみ町で別に独自で決めているわけではなくて、国がやっていて、それを勝手に変えられないと。固定資産税を勝手に安くすれば地方交付税を減らされたりとか、実質的に自由にはできない体制になっていますから、そういうのは、はっきり言えば日本で全部同じです、それは条件は同じなんですよ。

それで、国民健康保険税は税ですけども、これについては、料金については固定資産税とは違って町である程度決められるんで、公共料金的な意味でこの例に挙げたということなんです。

それで、居住の自由があって、ごみ袋が安いから沼田に住んだ職員がいれば連れてく

ると、えらい勢いよく言っていましたけれども、それほど興奮しなくてもいいんじゃないかと思えますけれどもね。

それで、水道のことについてなんですけれども、料金のことと絡むんですけれども、正確にきちんと全部計画を聞いているわけじゃないんですけれども、上毛高原駅の近くですか、そのあたりに浄水場をつくって、猿ヶ京の水道のほうまでポンプアップすると。ぱつと言われたときは、落差的に上流に向かって何百メートル、それから距離も結構あるんで、これはまた随分自然の流れに逆らう計画だなと思ひまして、表流水が大雨が降って濁ると、猿ヶ京等でちょっと困るから、こっちから上げてそういうことがないようにということですし、あと、いろんな浄水場細かくたくさんあるよりは、1カ所に大きくつくって、町の大部分を供給したほうがコスト的に安くなるというような説明だったと思うんですけれども、ちょっと私が担当課に聞いたときはですね。ただ、本当にそれだけの距離、それだけのポンプアップ、それだけの施設をつくって料金が大丈夫なのかなという心配が少しあるんですけれども、どうなんでしょうか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、前段でありました、どこに住もうか、あるいはどこに住んでいるということは、いろいろ総合的な結果だと。それはそのとおりだと思います。それで、住みたくなる町、これの施策というのはいろいろ講じなければいけない。ご指摘のとおりです。例えば住宅つくるときの選択という意味では、議会のご理解を得て住宅建築に対する補助金があります。これもそういう魅力づくりの一つだと思っております。

そしてまた、企業会計の中で料金を安くすると、先ほど答えたとおりです。安定性・公平性を確保しながら、どう効率性を追求していくかと、これはこの間もやってきていると思います。例えば安定性の話で言うと、国保税は税ですから、公共料金ではないと言っておきながら言うのも変ですけれども、安定的な国保運営をやらなきゃいけないというのが国保税を決めるときに縷縷ご説明してきたところです。この国保税については、国としてもやはり県単位ぐらいの大きさにしないと、それぞれの地域の特徴で安定的な運営は難しいだろうという検討が始まっているということで、客観的に一番高いかどうか、計算の前提があって、必ずしも断トツで県下で高いということではありませんけれども、そういうことから見ても、みなかみ町の立場としては国保の安定的なためには広域単位でやっていただくようにと、これについては働きかけもやっていますし、その方向にぜひいくように国の検討を待ちたいと思っております。

ところで水道のことについて、確かに水道料金にはね返るということであれば、質問の範囲内です。なおかつ我が町の担当課長、しっかり勉強しておりますので、今の水源あるいは今言っておりますみなかみ町水道水源強化対策、これはどういう計画であり、どういう負担で、おおむねどういう年度配分で、目的は何なのか、担当課長のほうから答弁させます。

議長（森下 直君） 上下水道課長。

（上下水道課長 杉木清一君登壇）

上下水道課長（杉木清一君） お答えします。

今、島崎議員さんのほうから、今後、猿ヶ京濁り対策等に対して大峰のほうにJRの湧水をポンプアップして供給する考えの予定があるというような話で、料金にはね返ってくるのではないかとというようなご質問でございますけれども、まず、町長が言われましたように、水道事業の基本というものは安全な水を安定供給するというものが基本であります。それをするためには料金を幾らにするかということにつながってくると思いますね。猿ヶ京地区におきましては、きょうも雨降っております、今やみましたが、集中豪雨がありますと非常に濁ってきます。ホテル、旅館等がそこはありますから、もう営業できなくなってしまうというような状況になります。

安定供給、安全な水を供給するというのが基本ですので、それをするためにはどうしたらいいかというものを考えなきゃならない。そこで、新治地区どうするかということで、地下水ということになりますと温泉が出てしまうので、それは無理だというようなことで、いろいろ考えた結果、上越新幹線の上毛高原のところから出ています湧水、それが豊富に出ていて町が豊富に使えるということで、それを利用して供給することによって、安定して濁りのない水、いつでも濁った水なんて供給しないで、安定して事業ができるというようにつなげたいということで考えております。

それとあと、その事業ですけれども、計画的には3年、4年を計画として上げてやっていきたいというふうに考えております。そういうことと、あとは、その水でこの月夜野地域も足らない部分もありますので、それも考えております

そういうことで、値上げにつながらないような考え方で今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（森下 直君） 島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 企業会計で、その中で安全、安定、料金ということで、どれも重要で、どれか一つだけあればいいというわけではない。安全も大事ですし、安定することも大事ですし、料金もやはり非常に大事だと思いますので、コスト等、計画段階でちゃんと計算してもらって、値段が本当にどうなるかというのを資料として示してもらって、議会にも出してもらって、間違いのないようにしてもらいたいと思います。

今、上毛高原の近くにつくる浄水場から猿ヶ京まで、落差的には何メートルをさかのぼらなくちゃいけないか。それから、距離は大体何キロぐらいなのでしょう。

議長（森下 直君） 上下水道課長。

（上下水道課長 杉木清一君登壇）

上下水道課長（杉木清一君） まだ計画している段階ですので、はっきりしたことは言えませんけれども、今での考え方とすると、猿ヶ京のほうにというか、上に持ち上げるのに200ミリの管で9,000メートルぐらいというふうに考えておりました、あとは送水、上げるポンプ室を2カ所というような形で考えております。そのくらいで、あとはまだはっきりしたことはわかっておりません。計画中です。

議長（森下 直君） 島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 猿ヶ京方面の水道、通常はずっと今の水源で使えると。ただし、年間三、四回だけ二、三日濁ってしまうから困るということで、その頻度としては、年間通して言うにごくわずかだと思っんですよね。そのごくわずかな濁度を改善するために9,000メートルの長さの配管をするという大変な金額になると思いますけれども、そういうのが本当に必要なのかなと。例えばタンクをもう一つ、今のタンクと同じか、もう少し大きいぐらいの水のタンクをつくっておきまして、雨水を年間通して中に入れるようにしてためていって、通常使っているタンクのほかにもう1個予備費のタンクをしておいて、台風等来たとき、濁ったときはその予備のタンクからも使って3日間をやり過ぎすと、そういう方法のほうが、わざわざこっちからポンプアップするより安いんじゃないかなと。そういうことも検討してもらいたいなと思いましたが、あと、一月かそのぐらい前なんですけれども、ちょっと上下水道課に相談に行ったときに、浄水場の高さよりも上に建っている家に水道をつなぐ、つながないという話をちょっとしたときに、担当者が、加圧してポンプアップしたら全然コスト的に合わないですよということを言ったんですよね。ですから、こんな何十メートル加圧するだけでもトン110円しかとれないですから、コスト的には全然だめなんだということを言ったんで、じゃ猿ヶ京まで落差何百メートル、200か、300メートルぐらいあるんですけれども、それを大量に上げるのが本当にペイするのかなと、コスト的に合うのかなというのは、そのとき率直に思いました。

今の課長の答弁は、まだきちっとした煮詰まった計画までいっていないみたいで、今段階で値段等はないと思っんですけれども、大まかなコスト計算をある程度して、間違いのないようにしてもらえればと。もしよくちょっと計算してみたら、これは高いなということだったら、突き進まずに、計画変更等も柔軟に考えてもらえればと思います。

議長(森下直君) 町長。

町長(岸良昌君) ただいまのご指摘、何点かそのとおりでと思います。もう先ほどご説明したことに尽くされていると思います。公平性と安定性を確保しながら、いかに効率性を追求するかということです。この3つについては相反すると先ほど申し上げたとおりです。1つの例がありました、あそこの上1軒まで持っていっただけでどっだけ金かかるんだいというときに、そのうちは水道がなくていいんだということでは公平性の観点、これあるうと思います。そして今、水源を強化したいという一般論としては、水道水源の安定性をさらに確保するという事です。これについては地区ごとに別の水道企業であったものが1つの企業になったということをもって、現在検討が開始できたという背景があるのは事実です。そのときに、水道水源の安定的確保と、これについては一つの地区だけでなく、わかりやすく言うと月夜野も強化するよと。さっき課長が説明したとおりです。その辺の総合的安定性を確保する中で、どれだけ金がかかるのか。効率性の議論だと思っんです。原則については先ほど申し上げたとおりですし、具体的な投資計画について、いずれ水道料金に響くんだらうというご指摘も事実だと思っんです。これについては計画、構想を詰めながら、その段階で判断するわけですが、それについて議員さんのほうにも情報公開して、一緒に議論しようというご提案については、ぜひやらせていただきたいと思っんです。

す。また、それは本会議場の場所ではなくて、勉強会なり何なりの形で、構想が決まり、その構想の精度によって金のつまりというのは徐々に精度を上げていくと思います。その都度ご相談しながら進めるということでやりたいと思っております。

議長（森下 直君） 島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 住民が住みたくなるように、少しでも条件のいい町、住みやすい町になるように努力してもらえればと思います。

岸町長は出馬表明していますんで、選挙、どうなるかわからないんですけども、また2期目をやることになりましたら、ぜひこういうことをまた考えながらやってもらいたいななんて思います。

これで質問を終わりにします。

議長（森下 直君） これにて11番島崎栄一君の質問を終わります。

---

通告順序5 5番 阿部 賢 一 1. 来年度（平成26年度）予算編成への考え方

議長（森下 直君） お諮りいたします。持ち時間50分ですけれども、若干お昼にずれ込むかもしれませんがけれども、ご了解いただいて、次に、5番阿部賢一君の質問を許可いたします。

阿部君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） 森下議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

合併特例期間の終了を間近に控える中で、来年度の予算編成の取り組み、考え方について町長の所信をお伺いしたいと思います。

私が言うまでもなく、もうその後の準備をして町当局はその検討をされていることと思います。きのうの・谷代表監査委員の決算審査意見書の中の歳出についての意見の中で、地方交付税の合併算定替えによる増額分の約13億円が、平成28年から32年かけて段階的に縮減される。平成33年にはゼロ円であると、このことを想定して今後も経費の節減に努められたいという貴重なご意見を賜ったところでございます。

そういうことを踏まえる中で、今後、総合計画等を含めた中で、来年度の町長の予算編成についての考え方をお尋ねいたします。確認も含めてお尋ねをいたします。

議長（森下 直君） 町長、答弁をお願いします。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） みなかみ町新設後8年を経過しようとしております。平成20年度を初年度とした10年間のみなかみ町の総合計画、これ「水と森、歴史と文化に息づく利根川源流の町みなかみ」、このテーマで総合計画ができております。これが原則で全ての町民の参加した一つのまちづくりに向け、この間取り組んできたところであります。

総合計画実施期間の半分が経過したということから、平成25年度を初年度とし、2

9年を終期とする後期基本計画を策定したところであります。これについてはアンケートもとり、審議会、委員会のご意見もいただいていたところです。その計画の中で、基本構想とは別に実施計画を策定するということとしまして、平成25年度は計画を検証し、26年から28年の3カ年について実施計画を策定しようとしているところでございます。現在、施策優先度会議を開きまして、実施計画の詳細を検討しており、次年度の重点施策等の方針を取りまとめているところであります。これがざっくりした流れです。

そして、合併特例期間中のお話がありました。普通交付税で言いますと、22年度が46億2,000万、平成23年が48億7,000万、平成24年が50億3,000万、平成25年度が49億8,000万ということで、これは決算で出ておりますけれども——失礼、25年は違います。おおむね46億から50億程度の間を推移しております。これが先ほどご指摘がありましたように、いわゆる合併新設ではなくて、昔からこの2万2,000人の780平方キロのみなかみ町というものがあつたとすればということに比べると、毎年12億から13億、余分にもらっていたのが、今の、普通交付税であるということです。

したがって、これは本当にらみの数ですけれども、10カ年そういうベースでいって、それから5カ年で低減するという総額を計算しますと、約140億から150億だと、私は頭の中でいつも思っております。それに加えて、合併特例債、約110億円、特例的な起債ができます。しかも償還については特例的なものがついています。という条件が合併に伴う特例条件ですし、これはまた、全く別の要因ですが、23年度からみなかみ町が過疎地域になりました。このことについて過疎債という有利な起債もできるということです。何かと申しますと、今申し上げた150億、110億プラスアルファというのは、まさにこの間の特例であって、この間、我が町の財政はバブルであると、この前提を置いてやっていかなければいけないと強く思っています。その方向性については、行財政改革行動指針ということで19年度に作成されており、既にその基本というものは明らかにしながら、町民の理解を得ながら、この間も効率的な行政を進めてきたところです。まず、役場職員の人員等のいわゆる行政機構を効率的なものにさらにしていく、あるいは真に必要な事業を見きわめて計画的に実行するというようなことがあろうかと思っております。

合併特例債の話だけ今申し上げますと、この間、一体的速やかな新町の確立を図るための建設事業ということで、道路整備、橋梁整備等、そして均衡ある発展に資する公共的施設整備ということで、小・中学校の耐震化事業、あるいはまちづくり交付金事業について、今まで約63億円弱の起債について合併特例債を活用してきました。これについて平成27年度までの10カ年が制度上使用できるということになっておりましたが、法律改正によって32年度まで合併特例債の発行が可能となったという点があります。これに伴う変更申請というものを今後やっていかなければいけないというふうに考えています。この中に緊急かつ懸案である事業について、できるだけ早急に結論を出して入れ込んでいかなければいけないというふうに思っております。過疎債については、過疎自立促進計画、これを常に見直ししながら適切な活用をするということですし、これについても平成32年度まで活用ができるという制度に変わりました。したがって、この間、いつも言っ

きておりますが、一般財源を極力圧縮するような財政運営、今申し上げた特例的な起債ができるというものを活用していくということは、今までどおり26年度についても引き続きやっていきたいと思っております。

大まかに申し上げますと、高齢者福祉の充実、子育て支援の充実、そして観光振興、獣害対策、これについてはこの間も力を入れてきましたが、引き続き力を入れたいと思っております。そして何よりも都市計画道路等、骨格的道路の計画的整備、これについては効果は発現という意味もありますし、先ほど申し上げた起債がいつまで使えるかということもありますので、なるべく早急に、計画的かつ早急に進めていきたいと思っております。

細かく個別の問題、今26年度の予算組みに向けて検討を始めておりますけれども、余り細かくなるといけませんので、以上で私の答弁とさせていただきます、後期計画に基づいて、今実施計画をどう策定しているかということについて、まず総合政策課長に答弁させます。また、個別事業についてはご質問いただければ、まだ整理は全部してございませんけれども、各課の立場でこういうのが重点だというのがあると思っております。課長にお聞きいただければと思います。どうしても私の方向と違っていれば、その後補足しますので、各課長に順次聞いていただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（森下 直君） 総合政策課長。

（総合政策課長 増田伸之君登壇）

総合政策課長（増田伸之君） それでは説明をさせていただきます。

実施計画策定におきましては、先ほど後期基本計画の32の各施策ごとに、26年度より3カ年の計画といたしまして実施年度や事業量、実施方法などを具体化した事業を示しまして、各年度の予算編成の指針となるように、毎年度ごと見直しをする予定でおります。事業につきましては、必要性や有効性を客観的に評価する行政評価制度を連動させながら、実効性の確保と効果的・効率的な行財政運営を継続的に改善できるよう取り組んでいくところでございます。

現在実施計画を策定中ではありますが、対象事業としまして約900に及ぶ事務事業がございます。そのうちハード事業としまして、総事業費のおおむね500万円以上のもの、またソフト事業としましては100万円以上増額となるもの、また法律的に確定している町の裁量が少ない事業等で多額の経費を要する事業につきましても約100事業について、また財政上や物理的に全て単年度で行うことが難しいものについても、計画的に実施できるように検討しているところでございます。

なお、実施計画に掲載された事業については、26年度優先的に予算化する予定でございます。いずれにしましても、ことしの11月中には新年度予算の予算編成方針等を出していきたいと考えておまして、ある程度のものは把握してございますが、その時点で枠配分とともに来年度予算編成を行っていく予定でございます。

以上でございます。

議長（森下 直君） 阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） 町長の方向性、考え方と、また総合政策課長より詳細な説明を受けました。

やはりよく費用対効果というお話を役所の方はされます。やっぱりそれぞれの事業ごとのコストの見直し、そしてまた検証というものは必ず必要だと思いますけれども、その辺の見直しもしっかりする中で、その総合計画に基づいた中で策定してもらいたいと思います。

先ほど町長の答弁の中で、子育て支援、また高齢者福祉ということで、これは町長が就任以来、子育て支援には力を入れるんだということを常々口にさせていただいて、大変心強いことなんですけれども、具体的に、この合併特例期間が終了して財政的に風呂敷はもうこれ以上広げられない。確かに先ほど町長答弁されましたように、過疎債等、町民にとって、町にとって有利な起債というもの、これはどんどん使っていく、有利なものは起債しても理解は得られると思うんですけれども、なかなか財政的にもだんだん厳しくなる中で、子育て支援、あと高齢者福祉含める中で、これは町長じゃなく担当課長、子育て健康課長にお尋ねなんですけれども、今後どのような施策を具体的に、重点的に町として予算を要求していくのか、お考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

議長（森下 直君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上田宜実君登壇）

子育て健康課長（上田宜実君） お答えさせていただきます。

当然子育て支援の中で今一番大事なところといいますと教育というか、保育の部分のほかに、先ほど、高橋議員の中に説明があったように、虐待だとかそういう部分での見守り関係と、家庭環境が核家族化によって、おじいちゃん、おばあちゃんの意見とか、そういうものが聞けない状況にあります。そのために、今の子育ての中で一番必要なのは、同世代の情報共有であるとか、そういうものが非常に求められているということを把握しております。それにつきましては、うちのほうでの対応として考えますのは、なるべくそういう子育て広場、子育て支援センターも含めて、そういうものをより充実をさせていかなければならないというふうに考えております。

その手法としてどういう方法を用いていくかといいますと、やはり地域におけるそういう子育てに関する団体ですね、団体等にうちのほうで支援をさせていただき、それをより充実させる。子育て広場であるとか、そういう子育てのボランティア団体であるとか、そういうものについてうちのほうで側面から支援をしていくことによって、その情報の共有であるとか、子育ての支援体制とか、そういうものがより確たるものになると、こんなふうに考えて、そういう部分については今後重点的に強化をしていきたいなど、こんなふうに考えておりますけれども。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 子育て支援については今の話です。その前段で阿部議員のおっしゃった起債関係については、これは基本的に施設設備、もちろん道路等含めてですけれども、そこにずっとできるということですし、子育て支援についてもそういうもので充実させるというのは当然ありますし、先ほどご説明したように、小・中学校であるとか、あるいは今議会のほうでも積極的に検討していただいております月夜野地区のこども園の開設、あるいはその準備と言ったようなものについては起債が使えるわけですけれども、やはり子育て支援であるとか、観光振興であるとか、あるいは高齢者福祉の向上であるとか、これにつ

いてはいわゆる一般財源でやっていかなければいけないというところがあります。一般財源についても先ほどご説明したように、これから削減していかなければいけない。その中でいつまで続けられるんだという趣旨だと思いますけれども、できる限り子育て支援と、そして高齢者福祉の向上、これについては重点でやっていきたいと思っております。

そして、26年度に検討すべき個別事項、これについては各課のほうで今やっておりますけれども、改めて振り返ってみますと、議会で、あるいは議場で、それ以外の場所で議会とご相談してきたやつが多々ございます。ちょっとしゃべるだけで申しわけないんですが、逐次言わせていただきますと、今申し上げた月夜野地区のこども園の開設準備、あるいは今の議会、委員会の結論を待ってですが、水上火葬場、あるいはそれにかかわるものの整備というものが当然26年に想定されると思っております。そして、昨日質疑のありました山岳トイレ、これについては関係者等の調整が必要ですが、26年度から実現まで踏み込めるのか、調査にとどまるのかはありますが、踏み込んでいきたいと思っております。

そして、補正等で計上しております遊歩道の整備事業についても26年も継続していくということですし、本議会で方向性を答弁させていただきました望郷ラインを、当面、平面交差で県道まで引っ張り出してくるということについては、本会議場でお答えした方向で26年度から取り組んでいきたいと思っております。当然のことながら、都市計画道路悪戸矢瀬線、真政悪戸線、これについては引き続き取り組んでまいりますし、契約の締結をご承認いただいた湯の華燦々橋等に代表されるように、橋梁の長寿命化事業というのは26年も引き続きやっていかなければいけないということでございます。

そして、カルチャーセンターの外構改修については引き続き行っていきますし、衛生センターの解体事業についても、これも26年に何とか目鼻をつけ、次の活用に向けての検討に入る必要があると思っております。

そしてまた、委員会報告等ありましたし、議会の議員さんにも積極的に参加いただいております国際交流事業、あるいは友好都市交流事業、この辺については特掲事項として重点事項になるのではないかとというのが、全体の今のところの考え方でございます。

議長（森下 直君） 阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） ぜひ約束したことは着実に前へ進めていただきたいというふうに思います。

子育て健康課長、先ほど重点的なこういう取り組みをするんだというお話を伺いました。保育園、幼稚園に預けたいけど預けられないという待機児童がもしいるとするならば、やはりその解消にも全力を尽くしていただきたいというふうに、ここでお願いをさせていただきたいと思っております。

5年間でだんだんこういうふうに減って行って、33年にはゼロ円という、特例期間終了なんですけれども、先般、議運委員長の報告にありましたように、総務省の方から合併特例の話、算定がえに対する衆議院本会議での総務大臣答弁の中で、これは土屋正忠議員の質問に答えた答弁なんですけれども、質問の内容が10年間の地方交付税の優遇措置が来年から切れる市町村が出てくるわけでありまして。何も対策を打たなくてよいのでしょ

うか、今後の対応について総務大臣のお考えをお伺いいたしますという質問をされています。確かにそうなんです。21年に全国で215団体、平成28年には337団体がその特例期間の10年を終了するという話です。そこで新藤総務大臣が、「地方交付税の優遇措置の期間については、その制度趣旨を踏まえ、合併を推進した平成の合併期間を除き、従来から5年としてきたことなどを考慮いたしますと特例期間のさらなる延長は難しいと考えております」ということで、5年で平成33年にゼロ円ということですね。

ここなんです、ポイントはね。「今後は、平成の合併後に平均面積が拡大しているなどに伴う市町村の行政需要を把握し、地方交付税の算定において適切に対応してまいりたいと存じます」という答弁をしている。いわゆるみなかみ町なんかの場合は、合併して面積がこれだけ広がって、人口は2万強ですけども、法の下に平等な行政を受けているそれぞれの国民の立場、町民にしてみれば、やはり行政がこれだけ面積が広がったということを、今後交付税の算定に何らかの反映をしてくれるのではないかと期待を合併した町村の一議員として期待を持ったところです。これはやはり政治、もちろん行政、町当局なんかも政治と一緒にあわせて、こういう運動を、全国の合併市町村で面積広がった団体と、いわゆる一自治体ではなかなか声が届かないかもしれませんが、やはり連携する中で、総務省なり国なりにしっかりと働きかけて、少しでも多くの交付税をもらえるような取り組みをしていきたい、それはお互い、議会ももちろんそうですけれども、一緒になって取り組んでいきたいなと思います。そういうことを今ちょっと紹介させていただきました。

子育て健康課長のお話はそういうことで聞いて、あと観光振興ですよ。これはやっぱり予算に、みなかみは観光と農業の町、観光で交流人口がふえることによって、いわゆる観光農園等営業している方にとりまして販売の期待が高まります。人が来ることによって、お土産なり、食堂なり、地域経済が潤うわけであります。やはり国内の移動人口は年々減少してきつつあるわけでありますから、やはりこれからターゲットとして、やはり台湾なり、海外に目を向けることは、これは先見の明があるなというふうに思いますので、その辺の交流事業を含める中で、今後、来年度、そしてまた合併特例期間が終了することを見据える中での観光振興についての重点的な考え方がありましたら、町長並びに担当課長からの説明をお願いいたします。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 観光については引き続き力を入れていかなければいけない。その理由は、町内の観光にかかわる雇用人口が非常に多いということと、そして、今ご指摘ありましたように、農業もいわゆる観光というか、人が来てもらって付加価値をつけるという側面も強いということから、そのとおりだと思っています。今、外国からのお客さん、いわゆるインバウンドという話がありました。これについては、今、特に東アジア、そしてビザ発給制限が緩んだといったようなことで、タイ、インドネシア等を初めとする東南アジアから非常にふえています。

一番最初に、これは何でも同じだと思います。最初にそこに行くとそこから広がりが出てくるということがあると思いますので、なるべく早急に対応したいということで、年

度途中でも対応を始めたところですし、これについては、やはり旅館、ホテルといますか、事業者の考え方があり、事業者の積極的な動きを誘発しながら、町はそれを支援していく、あるいは初期においては町が引っ張るということだろうと思います。この間もやってきましたし、それについては特に観光協会あるいは旅館組合と、それ以外にも、先般の例のように、インバウンド推進協議会であったり、商工会であったりというところも積極的に参加いただけたと思います。ぜひその辺については強化していきたいと思います。あくまでも側面支援ということになりますけれども、情報発信ということになると、これは町が積極的にやっていかなければいけないだろうと思っています。

つい先般、タイのほうに町のブースを出して、パンフレットを事業者と一緒に配ってまいりました。1年間で30%も伸びていると言われるタイからの観光客です。その取り組みで、市町村単位で取り組んでいたのはみなかみだけだったということで、現地でも高い評価を得たようではありますが、ある意味、継続することは必要ですが、場合によっては単発でも効果があるというような取り組みですので、そういうたぐいのものについては積極的にやっていきたいと思っています。

言い忘れましたけれども、観光振興については、「ぐんまちゃん家」等の県の施設を使うとか、この間の台湾の知事訪問に同行したように、県と連携して効果的にやっていくということについて意識してやっていく必要があるかと思っております。

以上です。

議長（森下 直君） 阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） 町長から今そういう、公共事業については積極的にあれすると。細かい点はまた後で。課長もし何か……、いいですね。今、おおむね町長答弁で、大体観光の取り組み状況、私なりには理解できましたんで。すいません、用意してあったの、真庭さん、申しわけないですけど。

次に、先ほど町長の答弁の中で出たところから聞かせてもらいますけれども、獣害対策にも力を入れるというお話でした。先般、議会活性化特別委員会と農業者団体との意見交換会で、やはりほとんどの意見が獣害対策に対する取り組みに対する厳しい意見を聞きました。どこへ行っても聞かれるのは、何とかしてくれというお話です。きのうも、早速農政課長に対応をお願いしたんですけども、中学校の通学路に猿とか熊出没注意という看板が出ている、布施坂のスノーシェットから出たところなんですけれども、保護者の方が大変心配して、何とかならないのか、パトロール隊に登下校時間ぐらいはそこで監視しているようにしてもらえないかということで、早速、農政課長にきょうお願いして、対応したところであります。やはりこういう国道に面した車の交通量が多いところは全然獣の心配ないんですけども、少し在に入ると、やはり熊、猿、イノシシ、これらは無害じゃなくて有害ですので、まして子供さんが通るところとかに出ると言えば、親御さんはもうかなり心配するのは、これは当然のことだと思うんですね。町長も獣害対策は重点的に力を入れるという話ですので、ぜひとも議会と意見交換した中で、出た意見というものを何らかの形で反映していただければと思います。

その獣害対策について、いろいろパトロール隊等の方にいろいろ活躍していただいているんですけども、今後、町としてほかに具体的に、例えば町独自の、県・国からの補助事業を含める中で、それに上乗せする形で町として力を入れるなら、何らかの形でそれを形に見せる姿勢があるのか、ちょっと確認をさせてください。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） まず最初に、獣害対策という形で、私も町民のいろんな方と話しするときに必ず出てまいります。10人と話すれば、そのうちの1人や2人必ず言われます。対策強化してきたこと、ともかく議会のご理解を得て金を使ったことだけは確かです。そしてパトロールも随分濃密にやらせてもらいました。とは言いながら、野生猿等の繁殖力というか、なかなか数が減っていないというのは事実だと思います。したがって、いわゆる投資した金に対する効果ということの評価というのはきちっとやらなければいけないと思っています。とはいっても、やはりこれはトータルとしての人の活動と、いわゆる獣の活動とのバランスの問題ですから、いろんな形のことをやっていかなければいけないんだろうと思っています。

そして、今のご質問、まず一番最初に、世の中一般的に鳥獣害とされているんですけども、今の阿部賢一議員のご質問、獣害と。そして町民のほうも獣害と言ってくれています。何かというと、日本国全体では鳥の害も相当あるということですけども、我がみなかみ町はやっぱり鳥は外して獣と言ったほうがわかりやすいだろうということで、県の使っている言葉とは違います。獣害対策センターということにして、やはり問題は特定した対応をしなければいけないということでご理解いただいていると思っています。

そしてまた、いわゆる動物管理計画、これはサルについてですけども、幾つかの群れについてできるようになりました。これをいよいよ効果的に実施に移さなきゃいかんと。これは一つ新しく取り組む課題だと思っています。その背景としてどなたの参画を得るのか、いわゆる猟友会だけをお願いするというわけにもいかないと思いますし、安全性を確保しながら、ほかの方々にどう参画してもらえるのか、これは具体的な検討が必要だと思っています。私のほうがお答えするのは、獣害対策については引き続き力を入れて何とか効果の上がるレベルまで持っていかなければいけないということです。具体的手段については、これをやればということは思いつかないと思いますけれども、細かい幾つかの政策があると思いますので、農政課長のほうから補足させます。

議長（森下 直君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） それでは、具体的にどうか、先ほど町長もおっしゃられたように、これなら間違いのないという対策はなかなかございません。実際には数を減らせれば一番いいんでしょうけれども、それはできない、なかなか難しいということで、実際には、24年度農作物の被害額そのものは前年から比較すると減少はしています。その効果とすると、今考えられるのが、鳥獣被害対策実施隊というのを24年10月に設置して、その方々のご活躍によるもの、それとあと、電牧柵、侵入防止柵を設置を促進しておりますので、そちらのほう被害に対しては効果があるということだと思えます。

ただ、先ほど通学路でのというようなお話もございましたので、これについては、通学路に全部侵入防止柵を張ることは不可能でございますので、今言ったように、パトロールの強化とか、そういったことを今後継続していくというようなことが考えられると思います。

議長（森下 直君） 阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5 番（阿部賢一君） 確かに目に見える効果というのがなかなか見えないので、町民の方々も大分いららして、顔見るたびに「おい、ちょっとこっち来てくれよ」なんて言われて、言われるのがそういう話なんで、確かに、原則もう頭数が減らない以上、栄養がいいもの食べていますから繁殖率も高まったり、健康状態も大分いい、猿なんかよくなっているので数がふえる、なかなかそれは追いつかない。これはもうそういう話をして理解してもらうしかないんですね。確かに行政側も汗をかいて取り組んでいるという説明をして、とにかく見たら獣害センターへ電話してくれとか、そういうお話をして、理解をしてもらっています。いずれにせよそういう深刻な状況ということをお互いに認識する中で、重点施策として、また来年度以降も取り組んでいただければというふうに思っております。

予算編成ですから、教育長の答弁、町長だけだったんですけども、やっぱり基本的にこれから少子化を迎える中で、教育の予算というのものも大変大切なものになってくるのかなと思います。やはり地域をこれから担う子供たち、そしてそれを教育する——教育というのは、いわゆる家庭でもそうですけれども、人づくりであります。町から幾ら都市部に出ても、いずれどこかでふるさとを振り返ったときに、何らかの形でこの生まれ育ったみなかみ町に貢献をしてくれるのではないかというふうに思っております。そういう中におきまして、やはり教育予算、前、一般質問で道徳教育の重要性等を私は質問した経緯があります。そういう中において、特別に地域の方々の、例えば先人の話を道徳の時間に子供さんに聞いてもらったりとかするような予算要求というんですか、そういうものを教育委員会として、今後の教育予算に対して重点的に町に要求していく部分があったとすれば、説明をお願いしたいと思いますけれども。通告になかったからあれですけども、でも予算全般だから、教育委員会も予算要求はするわけですからね。今率直な考えをちょっと。

議長（森下 直君） 教育長。

（教育長 牧野堯彦君登壇）

教育長（牧野堯彦君） お答えいたします。

今、議員さんお考えを言っていただきましたが、まさに少子化を迎えまして、非常に大事な子供たち、少ない人数ですから宝物だと考えます。そういう子供たちが実はこの町で育って、この町へ帰ってきてくれると、力になっていただけるというのが一番ありがたいわけですけども、今おっしゃられたように、どこの地にあっても一人の日本人として自立をして生きていけると、これも一番大事なことだろうというふうにも思います。したがって、大変地道ですけども、やはり私たち学校教育をあずかる者として一番大きな願いは、よく生きる力というふうに言いますけれども、気力・体力・学力というものを

しっかり身につけた道徳の力を身につけた、そういう力をつけたバランスのとれた人間を育てなくちゃならないという中で、教育行政というのは片寄りなく進めていかなくちゃならないという使命があると思います。

したがって、子供の学力向上あるいは知育・徳育的力をつけていくために必要な人的な環境、それから物的な環境、こういう整備にお金をお願いしていきたいという考えは持っております。現在も大変力を入れていただいておりますが、そういうふうな環境整備の中でしっかりした指導を重ねて、子供たちに力をつけていくというのが大きな使命だろうと考えております。

特に、非常に難しい時代を迎えるだろうと思います。価値観がいろんな価値観がございます。こういう中でいかに生きていけるのか。また国際化、情報化、こういうのが非常に進んでいく中で対応できる人間、生き抜ける人間を育てていかなくちゃならないのが使命だというふうに考えます。その基礎をつくるのが義務教育だと思いますので、それに基づいてしっかり推進をしていきたいと思います。それに必要なことにつきましてはぜひお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

議長（森下 直君） 阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

5番（阿部賢一君） どうも急に振ってすみませんでした。

合併特例期間が終了するのに合わせて、もしかすると課長さん方も役場を定年退職する方もいるのかなと思うんですけども、やはり一番大事なときの予算編成の先頭を切って、責任を持ってやるわけですから、しっかりとした方向でその予算編成に取り組んでもらいたいと思います。

人口減、少子高齢化、これはもう本当に全国的な問題で、行政が何か長期的な計画を立てるとするのは人口の推移とか計画が、やはり一番地方交付税の算定基準に8割方というお話がありましたけれども、行政が何か計画を立てるのは、人口の推移というものをしっかりと見定める中でいろいろ計画を立てていくんだと思います。それをちょっと都合のいいようにやっちゃうと、学校の何とか、いろいろなもので将来に対して不必要なものを残しちゃったりする、そういういろいろな自治体が全国にはあるわけなんですよね。あるんです実際にそういう、補助金だけ国がやるから、ほら、やれやれ、要らないものつくれ、つくれとって、それが荷物に、夕張市なんかそのいい例だと思うんですけども、そういうことのないように、しっかりと人口の推移というものを見定める中で行政の総合計画なりに反映していただきたい。

また、この人口減と高齢化については、この後小林洋議員が質問されるので、その辺については詳細は触れないでおきます。

いずれにせよ、よく政治、行政は信なくば立たずと言います。やっぱりお互いの信頼の関係の中において、町民との信頼関係の中でいろいろが成り立っております。やはり約束したことは守るということは必要かと思っております。

前段申し上げた合併特例債の特例期間を終了した後の交付税の、何らかの面積が広が

った分の対応というものは、お互いの力を合わせる中で全国の自治体との連携をする中で、やはり国に働きかけていく、今最後といいますか、一番いいタイミングなのかなというような気がしておりますので、進めていただければと思います。

概略、予算編成に向けてのお話を伺いました。ぜひとも公平公正で、日陰にも光が当たるような、そんな平らな予算編成に努めていただき、町民が笑顔で過ごせる、そんな夢開く町のために、これからもぜひお骨折りいただきたいと思います。

以上をもちまして一般質問としたいと思います。

議長（森下 直君） これにて5番阿部賢一君の質問を終わります。

これにて休憩をいたします。1時から再開をさせていただきます。

（12時00分 休憩）

---

（13時00分 再開）

議長（森下 直君） 再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を行いたいと思います。

---

通告順序6 1番 小林 洋 1. みなかみ町における将来人口予測に対する対応及び対策について

議長（森下 直君） 1番小林洋君の質問を許可いたします。

小林君。

（1番 小林 洋君登壇）

1 番（小林 洋君） 1番小林、議長の許可をいただきまして、通告により一般質問を行います。

早速質問ですが、みなかみ町における将来人口予測に対する対応及び対策についてということですが、テーマは非常に広いテーマであります。先ほど一般質問された方等々、最終的には人口減やそういったことが絡んでくるということの話の中で、先日、町長の挨拶の中でも、超少子化、超高齢化というようなお言葉がご挨拶の中であったわけですが、現在行われている施策等もあると思いますし、今後町長としてどんなことに目を向けていかなければならないかというお考えを聞きたいのと、あと、私のほうのデータですと、総務省の将来人口というデータがありますが、これは65歳以上、ゼロ歳から14歳、15歳から64歳、65歳以上という区分けになりますが、このデータによると平成57年が65歳以上の人口数、割合でなくて実際の今の日本の中の人口で一番人が多い時期になると。そこがピークだとして、ほかのデータから読み取ると、もう来年、再来年、平成27年からそのピークの山が始まるのではないかというような私自身予測をしているわけですが、先日の代表監査委員の・谷さんの意見書の中にも、国保会計、介護会計の中の言葉がありますが、「今後、収支状況を的確に推計し、計画的で健全な国保財政の運営が望まれる。また介護保険については、今後予想される介護保険制度の改正により財政負担の増加の可能性があるため、積極的な情報収集によりあらゆる角度から検討を望むものである」

というような意見が出ております。これは国保、介護会計にかかわらず、これから町にとっても大事なことでないのかなと、一般会計にとっても大事なことだと考えています。

そこで、町長の先ほどの考えと、町にそれを生かすような人口の推移計というか、将来予測データみたいなものがあるか、まずその2点をお聞きします。

議長（森下 直君） 町長、答弁をお願いします。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 今ご指摘のありました将来の人口推計です。この人口推計につきましては、群馬県のほうで平成27年度までの人口推計ありますし、それをベースにいたしまして国立社会保障・人口問題研究所、都道府県の将来人口推計というのがあります。それを使っておりますし、同じ推計手法をみなかみ町に当てはめたということで、実際の数字の推計をしております。今、年齢3区分に分けての数字の話がありました。相当詳細に数字はありますけれども、ポイントの何点かを申し述べさせていただきますと、今の国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計、これのみなかみ町の人口推計につきましては、平成27年に1万9,557人、65歳以上が36.2%の7,080人、そしてその5年後の平成32年、1万7,937名で、65歳以上人口が40%ちょうど、7,171人というふうになっております。平成32年までいきますと高齢者人口も減少し始めますけれども、人口が母数になりますので、いわゆる高齢化率という形では平成52年に48.3%、人口で5,792と、こういうような推計値があります。

それに見合った形でいわゆる生産労働人口ということで15歳から64歳の人口推計もございます。いずれにしても平成47年というところまで推計いたしますと、65歳以上人口の46.7%に比べて、いわゆる15歳から64歳までが6,181人と。だからこの時点では逆転してしまうというような推計値でございます。これらについて、個別の話についてはどういう手だてがあるのかというようなことですが、まず全体といたしまして、今のことについてはまさに推計値でございます。過去のトレンド値、こういうものを入れて推計しているところです。

基本としては、今後急に人口をふやすというのは難しいとは思いますが、このトレンド、推計値、何もしなければこの推計値よりも若い人がさらに少なくなりということはあると思います。したがって、行政施策なり、あるいはさまざまなことを総力を挙げて努力していかなくちゃいけない。これはもう町、特に町の行政に当たっている我々に課された重要な問題だと思っています。その方向性については、先ほどの答弁あるいはこの間お話ししておりますように、どういう形があるのか、ともかく何とか若い世代に残ってもらうような各種の施策を駆使するんだということです。一番根源的な話では、教育長がお話しされましたように、みなかみの子供たちがふるさとを大事にし、ぜひ戻りたいというような教育から始まるんだと思いますし、実際に雇用の場の確保ということについては、いろんな意味で努力を重ねていかなくちゃいけないと思っています。

そしてまた、雇用という意味で言いますと、ほかのところでもお答えしていますように、我がみなかみ町の特徴、あるいは雇用力ということで言うと、やはり観光関連の雇用が非常に大きいですから、観光関連産業に力を発揮してもらおうということが大切だろうと

思っています。全般的なお話ということになるとそういうことになります。

具体的に、少子化に対応してどうするとか、高齢者の数が多いのに対してどうするとかいうことについて質問があれば、後ほどお答えさせていただきたいというふうに思っております。ひとまずの答弁とさせていただきます。

議長（森下 直君） 小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1番（小林 洋君） 今まで議会、委員会、またこういう一般質問等いろいろ議論される中で、仏教の言葉ではありますが、4つの旬の生、老、病、死と、人間が持って生まれる4つの宿命というのがあるわけですが、生、生まれる、また生きていくということだと思うんですが、こういうことに関しては、例えば出産祝い金、また幼児教育、保育園等々、また委員会なども非常に活発に議論されております。また、これから人口が減っていくのに対して、それを補うためにインバウンドという策を打っているんだというようなところも具体的にありと思います。

老、老いていく、老いて病、病気になるというようなところも含めて、社会体育、その他、あとは国保、介護保険なんかでいろいろと老病とかに関しても非常に活発に議論されておりますが、最後必ず行き着く死の部分ということに関して、あんまり議論はされてなく思われますので、例えば最近、前定例会等から厚生常任委員会では火葬場の施設等の議論等が始まっておりますが、これで平均して、私のあくまでも試算ですが、最期、人が必ず迎える死に対して、日本のルールでは火葬にしなければならないというルールがあると思いますが、そういった場合に、今予算の中でも調査という形で、火葬場等の調査のお金もついているようですけれども、この辺、前回ですか、ちょっと私はいなかったんですが、施設関係をどうするかというような意見書の中で、もう古い火葬場は直さない、しかもつくりたくないというような答申が出ている旨を聞いているんですが、そのときの状況と、今見えてきている状況というのが非常に違っているかと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今のご質問の答えの前に、現在の町の高齢化あるいは現状について少し申し述べさせていただきます。

町全体の人口、先ほど申し上げましたが、いわゆる65歳以上のひとり暮らし世帯、各種の施策を入れるときに注意しなきゃいけないということで、この数字については6月1日の調査で1,011世帯となっております。2人暮らし、しかも65歳以上の2人暮らし、これが854世帯、3人以上であるが65歳以上というものが45世帯、これを累計いたしますと1,910世帯が高齢者のみの世帯ということになっております。

また、ご指摘のように、65歳の人口分布が非常に多うございますから、今後ともこれは上がっていくということです。ですから、24年度と25年の6月1日を比べただけで69世帯ふえているということですから、この辺については十分留意した施策を打っていかなくちゃいけないということだと思います。

65歳ということで定義していますと、この65歳を超えた方も、私を含めてたくさ

んいらっしゃいます。つまり、世界的に見ると、あるいは昔からの統計で65歳という刻みがあって、統計の一貫性のようなことでそこに仕切りが来ているんだろうと思いますが、実際、現在のいわゆる65歳以上の高齢者といいますが、元気な方は非常に多いということですし、まちづくり事業あるいはいろんな団体の指導者という方は、もう実質的にそういう方に全部お願いしているということなんです。

したがって、まず何よりもいつまでもお元気でいただきたい。そのための施策というのが一番大切な施策、なおかつ、最も経済的で効果的な施策だろうというふうに思っております。この辺について第5期の高齢者保健福祉計画ということはありませんけれども、その前に、笑顔っていいよねと、スポーツまちづくり宣言をやらせていただきましたし、あれに伴った各種の細かい事業もやっております。それらの中で元気を出していただくというのが一番だと思いますし、ゲートボール場、町内の整備されているものが相当痛んできているということで、予算計上するほどでもないというレベルでその修繕に町も力をかけているといったようなことは、この間やってきました。小さな話では、ターゲットパードゴルフ場の整備もやることにしておりますし、老人クラブの活動、これらについては一緒にやっていくということで町としても支援しているところでございます。いわゆる高齢者の方の福祉関係の事業というのはいろいろあるわけですが、ふれあいいきいきサロンについては、お年寄りの方に集まってもらって近所の方と触れ合う場として、町内に29カ所整備していただいたということで、活用していただいているところでございます。それ以外のこともありますけれども。

今ご指摘のありました、最後の死という段階を迎えて火葬場をどうするんだということだと思います。これは、この間、議会の皆様方と何度も意見交換しておりますし、現在、厚生常任委員会のほうで我が町の火葬場のあり方について緊急的に検討いただいているという状況でございます。その前提になります公共施設の統廃合計画、これについてはみなかみ町が合併したことによって公共施設が重複しておるということ踏まえまして、方向性というものについては答申あるいは決定されております。とは言いながら、日帰り温泉施設のときに議論されましたように、方向性としてマクロ的に議論することと個別の施設をどうするのかということについては、どうしても再度検討しないと具体的な、あるいは実際に使用されている状況をどう解決するか、あるいは、例えば日帰り温泉施設が観光の側面なのか、あるいは地域の活性化施設なのか、あるいは周辺の方に対する厚生的な施設なのか、この辺の議論が実際に始まっていますように、具体的な問題に即して処理していかなきゃいけないということだと思います。

火葬場の問題につきましては、先ほど申し上げました公共施設の方向性という意味では、1カ所どこかにつくって、現行動いているものについては使わないんだということが書かれているわけですが、具体的な施策として、そこに持っていきには何をクリアしなきゃいけないのか、それまでの条件をどう整備するのか、実際にその条件を整備するまで待たられるのかということがありまして、一つの考え方というのを示したわけですが、改めて議会のほうでご議論いただくということなんで、今議員の皆さん方の検討を待っているというのが現実でございます。ちょっと議会でやっていただいていること

を議員から質問を受けて、私がお答えするのは非常に答えにくいんですけども、多面的に、また多くの町民の意見を聞いていただいて答えを出していただきたいと思っていますけれども、いずれにしても現行の施設が非常に困っているという状況がありますので、委員会のほうでご検討いただければ、早急に答えを出して議会にご提案しますと言えるんですけども、ご検討願っているものですから、ぜひ多面的に検討いただくと同時に、今の困っている状況がなるべく早く解決できるような方向を出していただきたいと思っています。

非常に引いた言い方をしましたけれども、もちろん委員会を待つためには事務局として役場職員が仕事をしなければいけませんし、あるいは答えなり方向性というのが出たときに、さらに緻密に調査するのであれば、調査費を計上しお願いするとか、設計費の段階に入るのか、整備の段階に入るのか、その時々においては迅速に処理していきたいというふうに思っております。

議長（森下 直君） 小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

- 1 番（小林 洋君） 今町長ご答弁のとおり、今厚生委員会のほうで議論をしていただいているということも承知していますし、それに対して、やはりいろんなデータを多面的に出していただきたいと。今できる範囲では出しているんだと思いますが、これ、日本の国民、町民の皆さんもみんなそうなんでしょうけれども、実際にもう人口減になるよと、平成20年前後からをピークに日本の人口はもうそこで減り出しているわけですね。人口が減れば全体的にバランスよく減っていくんだろうというような、どこかで今錯覚があるような感じがするわけですけども、人口は減るけれども、今65歳と言っていますけれども、日本人の例えば60歳の平均余命で考えると、大体男性があと23年ぐらいですか、女性が28年ぐらいですから、八十二、三歳、女性で言えば88歳前後ぐらいで、変な話ですけども人生の終わりを迎える可能性が非常に多い。その部分が今非常に人口ピラミッド的にも大きいわけですから、この辺に対しても、我々も含めて町民の方々に、もうそういう事態になってくるんですよというような、ただ単に人口が減るだけでなく、終わりになってくるところが非常に人口ピラミッド的にはふえていって、今の状況では絶対になくなるということを町民の皆さんに訴えていかなければならないと思っていますが、平均的に今の死亡率というか、そういうところで考えますと、平均余命から考えますと現在の1.3倍から1.4倍ぐらいの人が今の状況よりも亡くなられていくと。

上毛新聞の死亡欄、全部載るわけではありませんけれども、毎日載るか、1日置いて載るかというような今状況です。それがもう1.3倍、1.4倍、ピークで1.5倍ぐらいになってきたときに、施設が1つなくなったときに、これみなかみに限らず、広域で利根沼田も同じ状況が起きてくるわけですから、沼田の広域の火葬場1カ所でそれが持つのかどうかと。今ちょうどいいかもしれないけれども、それが1つ施設が減ったときにどういうふうになるかというようなところも踏まえて、委員会のほうには、差し出がましいかもしれませんが、そういったことも含めてどんどんデータを出していただきたいと。我々も含めて、本当に必要なのか、いや、これはぎりぎりちょっと苦しいときはあるけれど

も、やっていけるのか、そういうことも踏まえて議会のほうも議論、委員会のほうも含めて議論していただいて、行政の皆さんにもデータを示して考えていただければと思っております。そのところをちょっとお答えください。

議長（森下 直君） 町長。

町長（岸 良昌君） 施設のいわゆる需要量推計といますか、余りこういうときにそういう言い方はしたくないんですが、まさにそうだと思います。先ほどの、話は変わりますけれども、学校の教育の問題の議論がありました。学校の施設というのは、やはりすぐ先に子供の数が減るのが見えていても、今いる子供たちにきちっとした教育をやるという施設というのはどうしても必要だろうと思っています。ですから耐震改修やって、普通、建物耐震改修やれば30年、40年使うんだらうと。30年、40年どうかということは別にして、今の子供たちのためにやはり耐震改修やっていかなきゃいかなのだらうということでこの間取り組んできました。そういう問題もありますけれども、そういうのは別にして、端的に申し上げて、火葬場というところについての需要は、これはどうやってもふえるわけですから、極端な言い方すると、みなかみからの人口減少が全て高齢者ばかりだということになれば違いますが、そんなことあり得ませんので、需要というのは今よりも伸びるんだらうと。

今議員のほうからご指摘のありました委員会で検討するに必要な資料については事務方として早急にきちっとしたものをつくるようにと、これについてはこの間もご指摘いただいておりますし、私も気をつけさせているところです。検討の方向が非常に広範囲で、その時々にご指摘いただいているようなので、データ作成については迅速にやらせるようにいたします。

また、いわゆる将来推計、需要推計、これについてはまだできていると聞いておりませんが、これも想定を置けばできる話ですから、これについても早急にやらせるようにいたします。

そしてまた、今のところの検討は利根沼田全域でという検討もあろうかと思っておりますけれども、その前にみなかみで一つの新設の火葬場をつくってはどうかというのが、公共施設の検討のときの計画になっておりますので、まずそれをベースに次の検討に入っていくということで動いているんだらうと思います。比較検討として、利根沼田1カ所で処理するということにどういう事情なのか、どういう処理の可能性があるのかということも、シミュレーションとしてはあり得ることだらうと思っています。いろいろ申し述べましたけれども、一言で言うと、必要な資料については早急につくり、委員会の検討が迅速に進むように職員のほうにもよく指示していきたいと思っております。

議長（森下 直君） 小林洋君。

（1番 小林 洋君登壇）

1番（小林 洋君） このテーマはなかなか前向きなテーマじゃないんで、そういう意味もあってなかなか議論の中には出てこない話なのかもしれませんが、あえてやらせていただいているわけですが、いずれにしても誰しもが平等に向かう、先ほどの中でも一番公平というような話がありましたけれども、これだけは間違いなく皆さんが最後は公平に迎

えるものですので、ぜひそういったところの検討の資料、私の考えだけでなんですが、これからやれば40年はフルに活動になるのかなというような、私の中のこれは計算ではありますが、そういうことを含めましてこれから——ちょっと、前向きな話なんですが、最期の死の話というのはなかなか余り話題にしたくない話だと思いますが、避けては通れませんので、その辺も踏まえて、また議会のほうで議論しやすいような資料のほうの提出をお願いしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（森下 直君） これにて1番小林洋君の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

---

#### 休会の件

議長（森下 直君） 以上で、議事日程第2号に付された案件は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日9月6日から9月12日までの7日間は議案調査のため休会にしたいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、明日9月6日から12日までの7日間は休会とすることに決定いたしました。

---

#### 散会

議長（森下 直君） 9月13日は午前9時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（13時29分 散会）